

(平成21年8月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 24 件 |
| 国民年金関係 | 7 件 |
| 厚生年金関係 | 17 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 66 件 |
| 国民年金関係 | 27 件 |
| 厚生年金関係 | 39 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年9月まで

私は、区役所から送付されてくる納付書により、区役所又は金融機関で国民年金保険料を納付しており、申立期間当時の保険料も同様に納付していたと思う。

保険料の納付が遅れることはあったが、遅れても欠かさず納付していた。

申立期間の保険料も、納付しているはずなのに、未納と記録されており納得いかない。

申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、20歳から60歳まで国民年金保険料を完納しており、納付意識が高かったものと考えられる上、申立期間は6か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間直前の昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料を同年12月6日に過年度納付により、申立期間直後の同年10月から同年12月までの保険料を同年12月26日に現年度納付によりそれぞれ納付したことが確認でき、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

大阪国民年金 事案 3101

第1 委員会の結論

申立人は、昭和36年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年10月まで

国民年金の加入は、昭和36年の年金制度が開始された同年7月又は同年8月ごろに、区の国民年金の集金人が家に来て加入を勧められたので、同居していた姉の分と一緒に加入した。その時に集金人が持ってきていた年金手帳をもらった。加入した時にももらった年金手帳の左側に印を押す欄があり、集金人に保険料を現金で納付すると同年4月から印を押した。何か月分を納付したかの記憶は無いが、同年4月から納付した記憶がある。その後は、1か月ごとに同じ集金人が来ていたので申立期間に未納は無いはずである。納付を開始した時の保険料は、100円ぐらいであった。私が姉の分も一緒に納付したのに、二人共に未納とされているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金制度が開始された昭和36年7月又は同年8月ごろに国民年金に加入し、同年4月までさかのぼって保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、社会保険庁の記録から、昭和36年6年29日に申立人の姉と連番で手帳記号番号が払い出され、申立期間に続く同年11月から60歳で資格を喪失する平成3年7月までの保険料を納付していることが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間当時の保険料納付方法は、印紙検認方式であり、納付意識の高い申立人が年金手帳に未納があれば気付かないとは考え難く、申立期間は7か月と短期間であり、申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は国民年金制度が発足して間もない時期であり、申立人の記録管理に何らかの過誤があったことも否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 3102

第1 委員会の結論

申立人は、昭和36年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から同年10月まで

国民年金の加入は、同居していた弟が昭和36年の年金制度が開始された同年7月又は同年8月ごろに、区の国民年金の集金人が家に来て加入を勧められ、私の分と一緒に加入手続をした。保険料の納付は、弟に任せていたので詳しくは分からないが、弟は同年4月から保険料を納付したと言っている。

保険料については、同居していた弟が家の会計を持っていたので二人分の保険料を納付していた。申立期間について、弟が二人分の保険料を納付したのに二人共に未納とされているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金制度が開始された昭和36年7月又は同年8月ごろに国民年金に加入し、同年4月までさかのぼって保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、社会保険庁の記録から、昭和36年6月29日に申立人の弟と連番で手帳記号番号が払い出され、申立期間に続く同年11月から60歳で資格を喪失する60年6月までの保険料を納付していることが確認でき、申立人の弟の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間当時の保険料納付方法は、印紙検認方式であり、納付意識の高い申立人の弟が年金手帳に未納があれば気付かないとは考え難く、申立期間は7か月と短期間であり、申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は国民年金制度が発足して間もない時期であり、申立人の記録管理に何らかの過誤があったことも否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 3103

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年6月まで

母が私の国民年金加入手続きを行い、その後私が昭和50年に結婚するまで、母が私の国民年金保険料を納付してくれていた。

国民年金加入後の数年間は、母が店に来た集金人に保険料を納付し、印紙を国民年金手帳に貼り付けていたが、その後は銀行振込で納付するようになったように思う。

申立期間の保険料が未納のはずはないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年に国民年金に加入後、申立期間を除いて、60才到達までの国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は3か月と短期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したとされる申立人の母は、国民年金制度が始まった昭和36年4月から60歳到達時まで、昭和48年度の1か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

加えて、社会保険事務所の申立人に係る特殊台帳には、申立期間の国民年金保険料について、納付の催告が行われた形跡は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 3104

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私は、会社を設立した昭和42年8月ごろ、A市役所で国民年金の加入手続を行った。加入当初は市役所の窓口で国民年金保険料を納付し、その後は納付書により金融機関の窓口で保険料を納付しており、納付手続は私又は会社の経理担当者が行っていた。

これまで、少しでも国民年金保険料の納付が遅れると督促状が届き欠かさずに納付してきたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年8月に国民年金に加入後、平成16年7月まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがわれる。

また、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立期間前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立人に係る特殊台帳には、申立期間の国民年金保険料について催告が行われた事跡は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から50年12月まで
② 平成元年4月及び同年5月

私たち夫婦は、昭和53年に特例納付があることを知り、私が、A市B区役所で夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、納付書を発行してもらって夫婦二人分のこれまで納付していなかったすべての期間の国民年金保険料を特例納付により納付した。それなのに、夫の国民年金保険料が38年1月から50年12月まで未納とされているのは納付できない。

また、平成元年4月及び同年5月の夫の国民年金保険料は、私が夫婦二人分の保険料を金融機関で納付していたのに、当該期間の夫の保険料が未納とされていることも納付できない。

申立期間①及び②について、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の妻から提出された申立人に係る平成元年給与支払報告書に計上されている「社会保険料等の金額」が、申立人の平成元年1月から同年5月までの国民年金保険料及び国民健康保険料の合計額におおむね一致すること、また、申立期間以前の期間の保険料が6年間現年度納付されていることから、当該期間の国民年金保険料は納付されたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①について、申立人の妻は、昭和53年に夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、申立人の当該期間の国民年金保険料を特例納付したと申し立てている。

しかし、申立人の妻は、当該特例納付における納付金額、納付場所及び納付

期間の詳細を記憶しておらず、申立期間①の国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金記録をみると、昭和36年4月から37年12月までの保険料が特例納付され、51年1月から53年3月までの保険料が過年度納付されているが、これは、申立人が国民年金に加入した昭和53年度から60歳到達時まで国民年金保険料を納付しても老齢年金の受給に必要な納付期間である300月に満たないことから、これを充足するために必要な期間を納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻も、申立期間①の保険料は未納とされている。

加えて、申立人の妻が、申立期間①に係る保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間①の保険料が納付されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 3106

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料は、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から同年12月まで

夫は、結婚する前から国民年金に加入していたので、自営の店に来る集金人に保険料を納付していた。

夫は、私が国民年金に未加入であったことを承知しており、集金人に特例納付のことを教えてもらったことから、市役所で私の加入手続をし、さかのぼって保険料を納付する手続をした。

夫は納付書をもらい金融機関で約10万円納付した記憶がある。

申立期間の保険料は夫が納付しているので、納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保険料納付を担っていたとする申立人の夫の納付記録をみると、資格取得以降60歳到達までの414か月の保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがえる。

一方、申立人の納付記録をみると、昭和50年12月に、申立期間直前の104か月の保険料を資格取得月までさかのぼって、特例納付及び過年度納付の組み合わせによりまとめ払いしていることが、市の被保険者名簿及び特殊台帳双方の記録から確認でき、加入時にさかのぼって納付したとする陳述と符合する（後に、厚生年金保険と重複した49か月は還付。）。

また、申立期間直後の昭和51年1月から同年3月までの3か月は、同年7月に過年度納付されていることが同様に確認できる。この場合、同一年度に当たる申立期間についても同様に過年度納付は可能であった。

これらの点を踏まえ、申立人の夫の納付意識の高さに鑑^{かんが}みると、申立期間を未納としたまま、直後の3か月だけを過年度納付したとは考え難く、申立期間についても同様に過年度納付がなされていたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和27年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和21年12月22日にA社に入社し、56年12月6日に定年退職を迎えるまで同社に継続して勤務していた。

社会保険庁の記録によると、昭和27年9月1日から同年10月1日までの期間が厚生年金保険に未加入とされているが、同年9月1日に、それまで勤務していたA社D支社から同社C支社に異動となり、申立期間は同社C支社で勤務していた。

当時の人事異動発令書を保管しており、同発令書により昭和27年9月1日付けでA社C支社に異動したことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る在籍証明書、申立人が保管している人事異動発令書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和27年9月1日にA社D支社から同社C支社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年10月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情

は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 11 月 16 日まで
② 昭和 39 年 2 月 20 日から 40 年 8 月 21 日まで

A社及びB社における厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答をもらった。

昭和 40 年の退職後はすぐにC県に転居し、45 年まで住んでいたため、脱退手当金を請求することも、受給することもできるはずが無い。

脱退手当金の請求も受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間の最終事業所であるB社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年5か月後の昭和42年1月6日に支給決定されたこととなっていることに加え、同社の厚生年金保険被保険者名簿で申立人が記載されているページの前後計6ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期に受給要件を満たし資格を喪失した28人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人以外に受給者はいないことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する際、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間以前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立期間を含む4回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 43 年 7 月 16 日まで

満 60 歳になった平成 15 年に社会保険事務所で厚生年金保険の裁定請求の相談をしたところ、A 社 B 支店で勤務した期間について脱退手当金が支給されていることを知らされた。

脱退手当金が支給されたことになっている昭和 44 年 3 月 11 日は、私が国民年金保険料の 9 か月分を一括納付した直後である。その時期に重なるようにして厚生年金保険を脱退する手続を執るはずがない。

脱退手当金の請求手続は行っておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、A 社 B 支店を退職後の昭和 43 年 11 月 5 日に国民年金の加入手続を行い、脱退手当金支給決定前の 44 年 2 月 25 日に同行を退職した 43 年 7 月から 44 年 3 月までの間の国民年金保険料を一括納付していることが確認できること、及び以後も保険料を完納し、60 歳到達後も 65 歳まで高齢任意加入を続けていることを踏まえると、当時、申立期間に係る脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 43 年 10 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が旧姓のまま脱退手当金を請求したことには不自然さが残る。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（事業所整理記号番号B）における資格喪失日は、昭和29年6月10日であると認められることから、申立期間のうち、同社における資格喪失日の記録を同日に訂正することが必要である。

なお、昭和27年11月から29年5月までの標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月1日から30年7月20日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

A社には、昭和23年11月から30年9月まで継続して勤務しており、途中で3年近くも被保険者記録が無いのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述等から判断して、申立人が、申立期間においてもA社に継続して勤務していたことは推認できる。

また、A社（事業所整理記号番号B）に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人を含め多数の被保険者の「標準報酬等級並に適用年月日」欄に、被保険者資格の喪失日より後の昭和28年9月の標準報酬月額の算定及び同年11月の標準報酬等級改定の記録が確認でき、また、申立人を含め多数の被保険者の資格の喪失日が、同社が厚生年金保険の適用事業所で無くなった日である29年6月10日と記入された上で、二重線で削除され、27年11月1日と訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和27年11月1日に資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、事業主は、申立人が昭和29年6月10日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事

務所に行ったと認められる。

また、昭和 27 年 11 月から 29 年 5 月までの標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 29 年 6 月 10 日から同年 9 月 1 日までは、A 社（事業所整理記号番号 B）が厚生年金保険の適用事業所で無くなった日から A 社（事業所整理記号番号 C）の新規適用日までの期間であり、A 社は、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人は、A 社（事業所整理記号番号 C）において、新たな厚生年金保険被保険者記号番号の払出しを受けているが、当該払出日及び被保険者証番号決定簿における申立人に係る被保険者資格取得届の届出日は、いずれも昭和 30 年 8 月 17 日で、同社における申立人の資格取得日（昭和 30 年 7 月 20 日）に近接しており、当該取得日に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人及び同僚は、A 社の従業員は 16 人から 20 人程度であったとしているところ、A 社（事業所整理記号番号 C）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、新規適用時の被保険者数は 5 人であり、同社では、この時点においては、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけでは無かったと考えられる上、当該 5 人は、A 社（事業所整理記号番号 B）では被保険者資格を取得していない者であり、申立人以外で同社において被保険者資格を有し、A 社（事業所整理記号番号 C）においても被保険者資格を取得している者は 6 人いるが、それらの者は、同社の厚生年金保険新規適用日の数か月後から順次被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、A 社（事業所整理記号番号 C）は、昭和 36 年に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録は確認できない上、事業主の所在も不明であることから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は確認できない。

このほか、申立期間のうち、昭和 29 年 6 月 10 日以降の期間における申立人の保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 29 年 6 月 10 日から 30 年 7 月 20 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における資格喪失日に係る記録を昭和48年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和25年4月にA社に入社して以来、転勤による異動はあったが、58年1月まで継続して勤務しているのに、社会保険庁の記録によると、1か月の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。申立期間においても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在職証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和48年2月1日に同社B本社から同社C本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年12月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、事業主が資格喪失日を昭和48年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は、昭和26年2月1日であると認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を同年2月1日に訂正するとともに、A社における資格取得日は29年6月1日であると認められることから、同社における資格取得日の記録を同年6月1日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和23年4月1日から25年3月25日まで
 : ② 昭和26年2月1日から同年2月15日まで
 : ③ 昭和29年6月1日から同年6月20日まで

私の夫は、C大学を卒業した昭和23年4月1日からA社に勤務していたので、申立期間①を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。また、同社では退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間②及び③の被保険者記録が継続していないことから、不利益な取り扱いを受けていると思うので記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、A社の同僚の陳述内容及び厚生年金保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務（昭和26年2月1日にA社からA社B支店に異動、29年6月1日にA社B支店からA社に異動。）していたと認められる。

また、昭和26年2月及び29年6月の標準報酬月額は、同年2月及び29年6月の社会保険庁の記録から、それぞれ8,000円及び1万4,000円とすることが妥当であるところ、社会保険庁の記録どおり、すでに両月ともこれに基づいた保険料は納付済みとなっている。

なお、申立人は、申立期間②及び③が空白期間になっていることにより、不

利益が生じている旨申し立てしているところ、厚生年金保険法第 19 条の規定において、厚生年金保険の被保険者期間は、資格取得日の属する月から、資格喪失日が属する月の前月までの期間とされており、本件の申立期間②及び③については、それぞれの資格喪失日が属する月と、資格取得日が属する月とが同一であることから、厚生年金保険の被保険者期間は途切れることなく連続しており、年金給付額に影響を及ぼさないものとなっている。

一方、申立期間①について、申立人はC大学を卒業した直後の昭和 23 年 4 月 1 日からA社で勤務していたと申し立てているが、同大学発行の卒業証明書により、申立人がC大学D学部を卒業したのは 25 年 3 月 25 日であることが確認でき、申立人に係る社会保険庁の被保険者記録と符合している。

また、仮に、申立期間①において在職していたとしても、申立人の申立期間に係る保険料控除については、申立人は既に亡くなっており確認できず、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違いによる検索等を行っても申立人の申立期間①における被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年4月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、35年4月は3,000円、同年5月から同年11月までは7,000円、同年12月から36年3月までは8,000円、同年4月から同年6月までは1万2,000円、同年7月は1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月11日から36年8月1日まで

私は、昭和35年4月11日から40年2月25日まで、A社に勤務したが、社会保険事務所の記録では、36年8月1日からの厚生年金保険加入とされている。

私が所持する申立期間の給与支払明細書には、厚生年金保険料の控除が記載されているので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与支払明細書により、申立人が申立期間においてもA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の給与支給総額及び保険料控除額から、昭和35年4月は3,000円、同年5月から同年11月までは7,000円、同年12月から36年3月までは8,000円、同年4月から同年6月までは1万2,000円、同年7月は1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資

格の取得届が提出された場合には、その後、申立期間に行われるべき事業主による厚生年金保険被保険者算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないとは考え難いことから、事業主が昭和36年8月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和35年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月1日から同年9月1日まで

私は、A社に昭和26年4月1日に入社し、平成元年12月31日に同社を定年退職するまで継続して勤務していた。同社C出張所から同社B出張所に転勤になった時期の昭和35年8月1日から同年9月1日までの厚生年金保険の加入期間が1か月空白とされていることに納得がいかない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社提出の在籍証明書及び退職者カードから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年8月1日に同社C出張所から同社B出張所に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年9月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和 50 年 5 月 1 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和 48 年 5 月から、申立期間も A社に継続して勤務していたのは間違いないので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失年月日の記載は「昭和 50 年 5 月 1 日」となっている。

また、当該事業所発行の在職証明書から申立人の退職日は平成 8 年 4 月 30 日と確認できることから、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

なお、当該事業所は、「申立期間に係る厚生年金保険料を申立人より控除し、保険料も納付している。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は昭和 50 年 5 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を、社会保険事務所に行っており、社会保険庁に記載されている申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失届を受けた際に、社会保険事務所で誤って記載されたものと考えられる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 50 年 3 月の社会保険事務所の記録から 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月16日から同年8月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月16日から51年2月1日まで

私は、A社に昭和46年4月1日から63年8月31日まで継続して勤務したのに、社会保険庁の記録では、50年7月16日から51年2月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の保有する給料明細書(賃金台帳)によると、申立人は申立期間のうち、昭和50年7月16日から同年8月1日までの期間において、同事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年6月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による保険料の納付義務の履行については、A社は不明としているものの、当該事業所が保管する被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日は、社会保険庁の記録どおりの昭和50年7月16日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められ

る。

次に、申立期間のうち、昭和50年8月1日から51年2月1日までの期間については、上記給料明細書（賃金台帳）によると、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所及び同僚は、申立人の厚生年金保険被保険者資格を喪失させ、厚生年金保険料を控除しなくなった理由について、「申立人から結婚を契機に、公営住宅に入居する必要から、夫の扶養家族に入りたいとの申し出があったため、申立人の厚生年金保険の喪失手続を行った。」としている。

このほか、申立期間のうち、昭和50年8月から51年2月1日の間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和50年8月1日から51年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和44年10月1日付けでA社社員として雇用され、1か月の試用期間後本採用になった。昭和50年度のB採用試験に合格したため、同年3月31日に退職し、同年4月1日からはC事業所に着任した。しかし、社会保険庁の記録において、A社の資格喪失日が同年3月31日とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の在職証明書及び給与支払書の記録及び事業主の陳述から、申立人は昭和50年3月31日まで同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年2月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の申立期間に係る保険料を納付した。」と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和50年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月22日から同年8月21日まで

夫は昭和45年8月21日にA社(現在は、B社。)からC社(現在は、D社。)に出向した。厚生年金保険加入記録は、A社の資格喪失日が45年7月22日に、C社の資格取得日が同年8月21日になっており、申立期間の年金加入記録が確認できなかった。夫は、申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社の辞令、雇用保険の記録並びに申立人が詳細に記録している給与明細一覧表から判断すると、申立人がA社において申立期間も継続して勤務し(昭和45年8月21日に同社からC社に出向。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年6月の社会保険事務所の記録から7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月1日から35年2月11日まで
社会保険庁の記録では、A社で勤務していた昭和31年9月1日から35年2月11日までの厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金の請求手続をしておらず、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3年8か月後の昭和38年10月2日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票を見ると、申立人の氏名は、新姓への変更処理はされておらず、旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和34年12月28日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者名簿に支給した旨の「脱」表示をすることとされていたところ、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、社会保険庁の記録から脱退手当金の支給が確認できるすべての同僚の欄には「脱」の表示があるが、申立人の欄には「脱」の表示は無い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年7月1日から同年8月25日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日（昭和26年7月1日）及び資格取得日（昭和26年8月25日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和26年7月1日から同年8月25日まで
② 昭和27年7月1日から34年4月15日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①及び②について加入期間が無いとの回答を受けた。A社において厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当時のA社の事業主の同居親族（子息で昭和39年から同社社長）及び同僚の証言により、申立人が同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に係る被保険者名簿で、申立人と同じ日（昭和26年6月1日）に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる同僚は、申立人と同じ日（昭和26年4月2日）に同社に入社したとしており、申立人と当該同僚の試用期間が2か月であったことが推認できるが、当該同僚の被保険者期間は昭和27年12月21日に資格を喪失するまで継続していることが確認できる。

さらに、昭和25年2月にA社に入社した同僚は、入社当初の数年間、社会保険を担当する事務職員として勤務していたとしており、「申立人は健康保険

と厚生年金保険をともに加入していたと思う。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、昭和 26 年 6 月及び同年 8 月の社会保険事務所の記録から、2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 26 年 7 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、事業主の同居親族及び同僚の証言のほか、昭和 28 年 4 月に撮影された社内旅行の写真、29 年 4 月及び 31 年 7 月に社内で撮影された写真に申立人が写っていることから、申立人が A 社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社には、当時の資料等が残されておらず、申立人の同社における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、社会保険事務所では、昭和 28 年から算定基礎届の手続が行われており、事業主が申立どおりの加入手続を行っていたとすれば、34 年 4 月までに計 6 回の算定基礎届が行われた中で、社会保険事務所の記録管理上、申立人の記録のみが 6 回も欠落するとは考え難い。

さらに、申立期間②の期間において、A 社に係る被保険者名簿で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の健康保険整理番号に欠番が無いことから、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行ったものと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和34年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B支店に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社が発行した退職所得の源泉徴収票、複数の同僚の証言及び昭和34年5月の社内旅行の写真から判断すると、申立人が申立期間もA社B支店に継続して勤務し（昭和34年4月1日に同社から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年7月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和25年7月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月30日から同年7月15日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会をしたところ、A社における申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。昭和24年4月に同社に入社し、25年4月ごろに社長の指示により系列会社のB社へ出向していたが、申立期間もA社で継続して勤務しており、給与から税金、厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料が控除されていた。確認できる資料は残っていないが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社（平成12年*月*日解散）の代表清算人で、申立期間当時の事業主の同居の親族（子息）及び同僚の証言により、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の代表清算人は、「申立期間当時、B社は、A社から支援を受けながら事業を行っていた。B社が厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和25年6月7日であることから、A社からB社に出向した従業員の給与の支払い及び社会保険の手続等は、A社で行っていたものと考えられる。申立人の場合、資格喪失日の届出誤りではないかと思う。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されて

いたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 25 年 3 月の社会保険事務所の記録から、2,500 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失日の届出誤りがあったとしていることから、事業主が昭和 25 年 4 月 30 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月から同年 6 月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者期間のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和30年8月18日）及び資格取得日（昭和31年6月5日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月18日から31年6月5日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会をしたところ、A社における申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。昭和23年11月に同社に入社し、27年11月から29年5月まで他社に修業に出て、その後、同年6月から40年7月に退社するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間もA社でB業務従事者として継続して勤務していたことが認められる。

また、A社で申立期間以前から申立人と同じ職種（B業務従事者）で勤務していたことが確認できる同僚2人については、同社における厚生年金保険の被保険者期間に空白期間は無く、昭和31年から34年12月までの期間に申立人と同じ職種（B業務従事者）で同社に入社した同僚3人についても、被保険者期間に空白期間は無い。

さらに、上記同僚のうち、複数の者から、入社時から厚生年金保険料は給与から控除されていたとの供述が得られた。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されて

いたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和41年6月1日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主の所在も不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る30年8月から31年5月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月、同年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月
② 平成4年8月及び同年9月

時期はよく覚えていないが、私が50歳代のころ、A市役所から国民年金手帳が送付されてきた。

その数年後、私が市役所に出向き、国民年金の納付記録を確認したところ、未納期間が2か月あることが分り、その場で納付書を発行してもらい、市役所内にある金融機関から2か月分の国民年金保険料を納付したことを覚えている。

未納と記録されている申立期間①及び②の3か月のうち、2か月の保険料を納付したと思うので、納付済期間に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期についての記憶は無いが、自分が50歳代のころ、当時、未納とされていた2か月の国民年金保険料を、市役所内の金融機関でさかのぼって納付した記憶があり、納付した期間は、申立期間①及び②の3か月のうち、2か月であったと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金記録をみると、申立人の夫が加入する年金の種別の切替え等に伴い、申立人の国民年金の資格が変更されているが、現在未納と記録されている申立期間①及び②については、早くても平成7年2月ごろに第3号被保険者から第1号被保険者に変更が行われたことが確認できる。

この時点において、申立期間①及び②の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、保険料は申立期間①及び②の3か月のうち、2か月としているが、納付期間及び時期などの申立人の記憶はあいまいである上、平成7年8月及び同

年9月の2か月の保険料をさかのぼって8年4月に納付していることが確認でき、申立人の記憶する保険料は当該保険料であった可能性は否定できない。

さらに、申立人が、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から60年9月まで期間及び61年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から60年9月まで
② 昭和61年4月から同年6月まで

私は、申立期間当時、自宅に来る銀行員に、毎月、税金などと一緒に国民年金保険料の納付書と現金を渡して納付していた。

申立期間の保険料が未納と記録されており納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金保険料は、自宅に来る銀行員に納付しており、申立期間①及び②の保険料も同様に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金記録をみると、申立期間①直後の昭和60年10月から61年3月までの保険料を63年1月に、申立期間②直後の61年7月から62年3月までの保険料を63年10月にそれぞれ過年度納付ができる最終月に過年度納付していることが確認できる。当該期間の保険料がそれぞれ納付された時点では、申立期間①及び②の期間の保険料は、制度上、時効により納付できない。

また、申立人の妻も、申立期間①及び②の期間は未納である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から48年3月まで

私は、昭和47年ごろにA市B区役所で夫婦二人分の国民年金加入手続を行った。

その際、市役所の職員から、加入手続が遅くて納付期間が20年又は25年に満たないので年金を満額もらえないが、今なら未納であった申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付できる制度があり、その制度を利用すれば満額もらえるようになると言われたので、区役所で申立期間の保険料3万6,400円をさかのぼって納付した。

さかのぼって納付したはずの申立期間の保険料が未納と記録されており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年ごろにA市B区役所で国民年金加入手続を行った際、申立期間の保険料をさかのぼって納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妻と連番で昭和51年1月ごろにA市B区で払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号を使用して、申立期間の保険料は現年度納付できず、一部期間の保険料は、制度上、時効により納付できない上、申立人の手帳記号番号が払い出された時期は、第2回特例納付実施期間の後である。

また、申立人は、さかのぼって納付した保険料は、3万6,400円としているところ、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立人は昭和48年4月から51年3月までの保険料を過年度納付していることが記載されており、同期間の保険料額は3万2,250円であり、申立人がさかのぼって納付したとする保険料額とおおむね符合している。一方、申立期間の保険料を特例納付する場合に必要な金

額とは符合しない。

さらに、申立人に係る複数の氏名の別読みによる検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月から41年3月まで
昭和38年11月の結婚後、夫が、A市B区役所で私と夫の二人分の国民年金加入手続をしてくれた。
国民年金に加入後は、夫が、夫婦二人分の国民年金保険料をずっと納付してくれていた。
しかし、納付記録をみると、夫は、申立期間の保険料が納付済みと記録されているにもかかわらず、夫と一緒に夫婦二人分の保険料を納付してくれていたはずの私の保険料だけが未納と記録されており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年11月ごろに国民年金に加入後、夫が、自身の保険料と一緒に申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。
しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月ごろに夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号を使用して、申立期間の保険料は、現年度納付できず、一部の期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。
また、申立人の夫に対しては、上述の手帳記号番号とは別に、昭和37年3月に、C市で手帳記号番号が払い出された上、39年6月にA市B区へ住所変更が行われていることが確認でき、夫については、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。
さらに、申立人に係る複数の氏名の別読みによる検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。
このほか、申立人の夫が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示

す関連資料は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年10月から48年12月まで

私は、昭和39年ごろ、A市役所（現在は、B市役所）から「これが最後のお知らせです。」という国民年金の加入勧奨はがきが届いたので、妻と相談し国民年金に加入することにした。自宅が市役所から近かったので、妻が市役所で夫婦二人分の加入手続をし、市役所の中にある銀行の出張所で夫婦二人分の保険料を納付書で毎月納付していた。保険料は、300円台から500円台だったと思う。

さかのぼった保険料をまとめて支払った記憶は無く、国民年金保険料、国民健康保険料及び税金と一緒に、毎月納めていたので未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年ごろ夫婦二人で国民年金に加入して以来、申立人の妻が、毎月夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和52年4月に夫婦連番で払い出されていることが同払出簿より確認できる。この場合、39年ごろ加入し、申立期間の保険料を毎月納付していたとする陳述と符合しない。また、手帳記号番号払出時点においては申立期間の保険料は、時効の成立により、制度上、納付することができない。

また、申立人夫婦の納付記録をみると、社会保険庁の記録から、過年度納付と特例納付をすることによって、60歳まで納付するとちょうど300月になり、受給権が確保できたことが分かる。特例納付が年金受給資格確保のための制度であったことを考えると申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人夫婦が所持するオレンジ色の手帳は最初に交付された手帳で

あると陳述しているが、オレンジ色の年金手帳は、昭和 51 年ごろから発行されていたことから、39 年ごろ加入したとする申立てと符合しない。また、年金手帳の住所記録を見ると、B 市 C 町に居住しているときに発行されているが、申立人が C 町に転居したのは 50 年 11 月であることから、この年金手帳は同年 11 月以降に発行されたものであることが確認できる。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について各種氏名検索を行ったほか、管轄の社会保険事務所において申立期間の手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、申立人に別の番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から48年12月まで

私は、昭和39年ごろ、A市役所（現在は、B市役所）から「これが最後のお知らせです。」という国民年金の加入勧奨はがきが届いたので、夫と相談し国民年金に加入することにした。自宅が市役所から近かったので、私が市役所で夫婦二人分の加入手続をし、市役所の中にある銀行の出張所で夫婦二人分の保険料を納付書で毎月納付していた。保険料は、300円台から500円台だったと思う。

さかのぼった保険料をまとめて支払った記憶は無く、国民年金保険料、国民健康保険料及び税金と一緒に、毎月納めていたので未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年ごろ夫婦二人で国民年金に加入して以来、毎月、夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和52年4月に夫婦連番で払い出されていることが同払出簿より確認できる。この場合、39年ごろ加入し、申立期間の保険料を毎月納付していたとする陳述と符合しない。また、手帳記号番号払出時点においては申立期間の保険料は、時効の成立により、制度上、納付することができない。

また、申立人夫婦の納付記録をみると、社会保険庁の記録から、過年度納付と特例納付をすることによって、60歳まで納付するとちょうど300月になり、受給権が確保できたことが分かる。特例納付が年金受給資格確保のための制度であったことを考えると申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人夫婦が所持するオレンジ色の手帳は最初に交付された手帳で

あると陳述しているが、オレンジ色の年金手帳は、昭和 51 年ごろから発行されていたことから、39 年ごろ加入したとする申立てと符合しない。また、年金手帳の住所記録を見ると、B 市 C 町に居住しているときに発行されているが、申立人が C 町に転居したのは 50 年 11 月であることから、この年金手帳は同年 11 月以降に発行されたものであることが確認できる。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について各種氏名検索を行ったほか、管轄の社会保険事務所において申立期間の手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、申立人に別の番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は結婚後に、義母から地域の国民年金の集金担当者が自宅まで集金に来ているので、年金を納付するように言われ、その後、夫婦二人分の保険料を、毎月その集金人が自宅に来るたび、私が納付し納付を示すスタンプを手帳及び細長い台紙に押ししてもらっていた。

集金人は、私が結婚し長女が生まれた昭和34年12月よりも以前から自宅に集金に来ており、最初は義母が私の夫の保険料のみを納付していて、その後、私が夫婦二人分の保険料の納付を担当するようになったと記憶している。上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦のA市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳の記録を確認してみると、昭和36年4月に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されたものの、申立期間に続く40年4月から60年3月までの期間が申請免除されている。また、特殊台帳の記録によると、55年3月まで申立人夫婦と同じ住所として管理されている申立人の義兄夫婦の申立期間の納付記録をみても、申立人夫婦と同様に未納の記録となっている。以上のことから、当時、何らかの事情により保険料が滞っていたものと推定できる。

また、申立人は、結婚するまでは申立人の義母が申立人の夫の保険料を納付しており、少なくとも長女が生まれた昭和34年12月より以前には集金人が自宅に集金に来ていて、その後、申立人自身が夫婦二人分の保険料を納付するようになったと陳述している。しかし、国民年金の保険料徴収は36年4月から

であり、陳述とは符合しない。このため、申立人夫婦が陳述する納付は、国民健康保険料の納付など、何らかのほかの集金に関するものであった可能性も否定できない。

さらに、申立人夫婦は国民年金への加入手続の記憶及び集金人が自宅に徴収に来ていた期間並びに保険料金額などの納付に係る記憶は定かでなく、申立期間に続く20年以上に及ぶ申請免除に関しても覚えが無いなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情を酌み取ることはできなかった。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は結婚後に、母から地域の国民年金の集金担当者が自宅まで集金に来ていたので、年金を納付するようになわれ、その後、夫婦二人分の保険料を、毎月その集金人が自宅に来るたび、私の妻が納付し納付を示すスタンプを手帳及び細長い台紙に押してもらっていた。

最初は母が私の保険料のみを納付していて、結婚後、私の妻が夫婦二人分の保険料の納付を担当するようになった。集金人が来ていた場所に私も居合わせたこともある。上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦のA市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳の記録を確認してみると、昭和36年4月に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されたものの、申立期間に続く40年4月から60年3月までの期間が申請免除されている。また、特殊台帳の記録によると、55年3月まで申立人夫婦と同じ住所として管理されている申立人の兄夫婦の申立期間の納付記録をみても、申立人夫婦と同様に未納の記録となっている。以上のことから、当時、何らかの事情により保険料が滞っていたものと推定できる。

また、夫婦二人分の保険料納付を担当した申立人の妻は、結婚するまでは申立人の母が申立人の保険料を納付しており、少なくとも長女が生まれた昭和34年12月より以前には集金人が自宅に集金に来ていて、その後、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付するようになったと陳述している。しかし、国民年金の保険料徴収は36年4月からであり、陳述とは符合しない。このため、申立人夫婦が陳述する納付は、国民健康保険料の納付など、何らかのほかの集

金に関するものであった可能性も否定できない。

さらに、申立人夫婦は国民年金への加入手続の記憶及び集金人が自宅に徴収に来ていた期間並びに保険料金額などの納付に係る記憶が定かでなく、申立期間に続く20年以上に及ぶ申請免除に関しても覚えが無いなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情を酌み取ることはできなかった。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年11月から2年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月から2年1月まで

平成元年2月にA社を退職する時、A社の事務員から国民年金の加入手続を行うように言われ、親からも国民年金に加入するよう言われたので、B市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。会社を退職すれば、自ら役場の窓口に出向き国民年金の手続を行わねばならないことを承知していた。

平成元年11月にC社を退職してから次の就職先を見つけるためじっくりと就職活動をした。C社を退職した時からD社に就職する平成2年2月までの間、比較的時間に余裕があったので、B市役所で国民年金の手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。その時、国民年金保険料をいくら納付したか覚えていない。

上記期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年11月にC社を退職し厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、B市役所で国民年金被保険者資格の再取得手続を行い、国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の納付記録をみると、B市の国民年金被保険者名簿から、平成元年1月に国民年金に加入し、同年3月に国民年金被保険者資格を喪失した後、同資格を再取得した形跡が見当たらない。また、社会保険庁の電算記録をみると、5年12月に、元年11月にさかのぼって国民年金被保険者資格を再取得していることが確認できる。この場合、同年3月から5年12月までの間は、申立期間を未加入期間として管理されていたものと推定でき、国民年金保険料を現年度納付することはできない。

また、申立人の納付記録をみると、社会保険庁の電算記録から、申立期間以外にも、平成4年7月及び同年8月の国民年金被保険者資格を5年12月にさかのぼって再取得したことが確認でき、申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失する都度、国民年金への加入手続を適正に行っていたとは考え難い。

さらに、平成4年7月及び同年8月の国民年金保険料は6年1月に過年度納付がなされているが、申立期間の国民年金保険料は、申立期間の国民年金被保険者資格の再取得手続をした時点（平成5年12月）において既に時効が成立しており、制度上納付できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料の納付方法、納付金額及び納付回数に関する申立人の記憶は定かでない。

このほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年2月までの期間及び平成2年1月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年2月まで
② 平成2年1月から4年3月まで

昭和49年4月から50年2月までの期間については、給与所得から国民年金保険料を納付していた。

また、平成2年1月から4年3月までの期間については、当時は景気が良かったので、国民年金保険料と国民健康保険料を一括して納付した。合計の保険料は27万円から29万円ほどであった。

申立期間①及び②について、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人及びその妻の備考欄には、居所が不明であることを示す「事務所管理」の記載があり、当該手帳記号番号が事務所管理となった時期は不明であるが、事務所管理となった後に、この手帳記号番号で国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間①及び②の前に厚生年金保険に加入していたが、社会保険庁の記録では、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金の加入手続が行われた記録は無く、申立人自身も当該時期に国民年金の加入手続を行った記憶は無いとしている。

さらに、申立期間①について、申立人は、自身が国民年金保険料を納付したと申し立てているが、保険料の納付場所、納付時期、納付額及び納付方法等について記憶しておらず、保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間②について、申立人は、戸籍の附票からA市に居住してい

たことが確認できるが、同市の国民年金保険料に係る収滞納一覧表に申立人の国民年金手帳記号番号は記載されておらず、申立人は、同市において保険料を納付することはできなかったと考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から51年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から51年5月まで

私は、昭和43年11月ごろにA市で国民年金に任意加入し、国民年金保険料は、男性の集金人に納付して、毎回、カードのようなものに領収印を押してもらっていた。

また、昭和49年2月ごろにB市に転居したが、同市C支所で国民年金の転入手続を行い、国民年金保険料は、納付書でD銀行の窓口で納付するか、集金人に納付していた。

申立期間について、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年11月ごろに国民年金に任意加入し、国民年金保険料は、集金人又は銀行で納付してきたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年6月に払い出されており、社会保険事務所及びB市のいずれの記録においても、申立人が同年6月8日付けで国民年金に任意加入したことが確認できるところ、国民年金の任意加入被保険者は、制度上、加入前の期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することができないことから、申立人が、この手帳記号番号を使用して申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号の払出簿を確認するとともに、各種読み方による氏名検索を行ったが、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料が納付されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの期間、45年4月から46年3月までの期間及び同年7月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から42年3月まで
② 昭和45年4月から46年3月まで
③ 昭和46年7月から49年3月まで

私は、昭和40年の初めごろにA市に転居して以降、当時同居していた母に立て替えてもらって国民年金保険料を納付しており、母は月末に立替分を清算する時に、「国民年金保険料は納付している。」と言っていたので、申立期間の保険料は納付されているはずである。

申立期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③のいずれについても、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとされる申立人の母は既に死亡しているため、保険料納付等の状況は不明である。

また、申立期間①については、申立人は、昭和40年初めにB市からA市に転居し、同市で国民年金保険料を納付したとしているが、申立人が所持する国民年金手帳には、42年3月26日にB市からA市への国民年金の住所変更手続が行われたことが記載されており、また、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿においても、同年6月24日にB市を管轄するC社会保険事務所からA市を管轄するD社会保険事務所へ国民年金被保険者台帳が移管されることが確認できることから、当該住所変更手続が行われるまでは、申立人は、B市においては居所不明とされ、A市では国民年金被保険者として管理されていなかったと考えられ、申立期間①の保険料は納付できなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②及び③については、申立人の国民年金保険料を申立人に代わって納付していたとされる申立人の母は、厚生年金保険加入期間を除いて国民年金保険料は納付済みであるが、申立期間当時、申立人及び申立人の母と同居していた申立人の前妻及び弟の国民年金保険料は未納である。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、当該期間の保険料が納付されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から52年3月まで

私たち夫婦は、昭和53年に特例納付があることを知り、私が、A市B区役所で夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、納付書を発行してもらって夫婦二人分のこれまで納付していなかったすべての期間の国民年金保険料を特例納付により納付した。

それなのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年に自身が夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を特例納付したと申し立てている。

しかし、申立人は、当該特例納付における納付金額、納付場所及び納付期間の詳細を記憶しておらず、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の夫は、昭和36年4月から37年12月までの保険料を特例納付しているが、これは、申立人の夫が国民年金に加入した昭和53年度から60歳到達時まで国民年金保険料を納付しても老齢年金の受給に必要な納付期間である300月に満たないことから、これを充足するために必要な期間を納付したものと考えるのが自然であり、特例納付をしなくても60歳到達時まで国民年金保険料を納付すれば老齢年金の受給資格期間を満たせた申立人とは、保険料の納付状況が異なる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したとする申立人の夫も、申立期間の保険料は1年を除いて未納とされている。

加えて、申立人が、申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料が納付されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から54年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月から54年11月まで

私は、2年程前、A市役所に国民年金の記録を照会したところ、申立期間が未納になっていると言われた。しかし、昭和53年5月ごろに会社を退職した際、市役所で国民年金加入手続をして次の会社に就職するまでは継続して納めていたので、申立期間の未納扱いとされていることに納得できない。当初月3,800円ぐらいを現金で毎月市役所に納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和53年5月以降の保険料について、継続して納めていたので、申立期間の未納扱いとされていることに納得できないと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、昭和60年11月9日付け任意加入として、初めて資格を取得していることが社会保険庁及び町の被保険者台帳双方の記録において確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となるため、制度上保険料を納付することはできない。

また、申立人の手帳記号番号は、昭和60年12月に払い出されていることが同払出簿から確認でき、払出時点において、申立期間の保険料は時効により既に納付できない期間となっているほか、53年5月に加入したとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みによる氏名検索を行うとともに、申立期間当時の居住地を管轄する社会保険事務所において昭和53年1月から54年12月までの国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、その存在をうかがわせる痕跡は認められなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの期間及び59年12月から平成元年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から42年3月まで
② 昭和59年12月から平成元年6月まで

昭和40年3月ごろにA市役所で、夫婦共に国民年金の加入手続を行った。その後、最初は隣組の組長さんが、しばらくしてからは婦人会が引き継ぎ、当番の人が集金に来たので、私の妻が夫婦二人分の保険料を納めた。また、B市に転居してからは少し手続が遅れたため、さかのぼって保険料を納めた記憶はあるが、その後は必ず納めたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市に転居した当初は手続が遅れてさかのぼって納付したが、それ以外はすべて現年度納付したと申し立てている。

そこで、申立期間①についてみると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、夫婦共に昭和41年7月5日であることが同払出簿から確認できる。この場合、払出時点では、申立期間①のうち、同年3月以前の保険料は過年度納付となるが、市では過年度保険料を取り扱うことができず、集金人に夫婦二人分の保険料を納めたとする陳述とは符合しない。

また、申立人夫婦が所持する国民年金手帳を見ると、昭和41年度の印紙検認記録欄には保険料を現年度納付した場合に押される検認印が認められず、集金人に夫婦二人分の保険料を納めたとする陳述とは符合しない。

次に、申立期間②についてみると、申立人の妻に係るB市の被保険者名簿の記録から、夫婦は昭和59年10月13日付けで同市に転入後、同年10月29日付けで国民年金の転入手続を行い、同年10月及び同年11月の保険料を現年度

納付していることが確認でき、B市に転居してからは手続が遅れたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人夫婦の納付記録をみると、申立期間②に継続する平成元年7月から3年3月までの保険料を同年8月26日に過年度納付、同年4月から同年6月までの保険料を同年6月29日に現年度納付していることが社会保険庁の電算記録から確認できる。この点については、さかのぼって保険料を納めた記憶があるとする申立人の陳述と符合するとともに、この過年度納付時点では申立期間②は時効成立期間に当たることから、納付可能な期間について過年度納付を行ったものと推定できる。

さらに、申立期間①及び②は、延べ79か月に及ぶとともに、夫婦二人分を一緒に納付したとする夫婦共に未納であることが社会保険庁の電算記録から確認でき、納付記録の管理が被保険者ごとになされていた状況を踏まえると、行政側がこれほど長期にわたり、夫婦二人分をそろって事務的処理を誤るとは考え難い。

このほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの期間及び59年12月から平成元年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から42年3月まで
② 昭和59年12月から平成元年6月まで

昭和40年3月ごろにA市役所で、夫婦共に国民年金の加入手続を行った。その後、最初は隣組の組長さんが、しばらくしてからは婦人会が引き継ぎ、当番の人が集金に来たので、私が夫婦二人分の保険料を納めた。また、B市に転居してからは少し手続が遅れたため、さかのぼって保険料を納めた記憶はあるが、その後は必ず納めたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市に転居した当初は手続が遅れてさかのぼって納付したが、それ以外はすべて現年度納付したと申し立てている。

そこで、申立期間①についてみると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、夫婦共に昭和41年7月5日であることが同払出簿から確認できる。この場合、払出時点では、申立期間①のうち、同年3月以前の保険料は過年度納付となるが、市では過年度保険料を取り扱うことができず、集金人に夫婦二人分の保険料を納めたとする陳述とは符合しない。

また、申立人夫婦が所持する国民年金手帳を見ると、昭和41年度の印紙検認記録欄には保険料を現年度納付した場合に押される検認印が認められず、集金人に夫婦二人分の保険料を納めたとする陳述とは符合しない。

次に、申立期間②についてみると、申立人に係るB市の被保険者名簿の記録から、夫婦は昭和59年10月13日付けで同市に転入後、同年10月29日付けで国民年金の転入手続を行い、同年10月及び同年11月の保険料を現年度納付

していることが確認でき、B市に転居してからは手続が遅れたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人夫婦の納付記録をみると、申立期間②に継続する平成元年7月から3年3月までの保険料を同年8月26日に過年度納付、同年4月から同年6月までの保険料を同年6月29日に現年度納付していることが社会保険庁の電算記録から確認できる。この点については、さかのぼって保険料を納めた記憶があるとする申立人の陳述と符合するとともに、この過年度納付時点では申立期間②は時効成立期間に当たることから、納付可能な期間について過年度納付を行ったものと推定できる。

さらに、申立期間①及び②は、延べ79か月に及ぶとともに、夫婦二人分を一緒に納付したとする夫婦共に未納であることが社会保険庁の電算記録から確認でき、納付記録の管理が被保険者ごとになされていた状況を踏まえると、行政側がこれほど長期にわたり、夫婦二人分をそろって事務的処理を誤るとは考え難い。

このほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から44年12月までの期間、45年1月から48年2月までの期間及び同年3月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から44年12月まで
② 昭和45年1月から48年2月まで
③ 昭和48年3月から50年3月まで

私は、昭和42年12月に勤めていた会社を退職し、A教室に通い出したところに父が国民年金の加入手続をし、以降は父が保険料を口座振替で納付していた。

昭和45年1月に結婚した後は、夫が私の保険料を口座振替で納付していた。また、申立期間③についても夫は私の保険料を納付しているはずである。

私の保険料の納付に関しては、すべて父と夫に任せていたため納付場所及び保険料額については全く覚えておらず、また、兩人共に既に死亡しているため、当時のことを聞くことはできないが、父及び夫が私の保険料を納付していると言ったことを覚えている。

申立期間の保険料は納付されているはずなので、納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年12月に父が国民年金の加入手続をしてくれ、以降は、45年1月まではその父が、結婚後は夫が保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年2月19日に夫婦連番で払い出されていることが同払出簿から確認できる。この場合、払出時点では、申立期間①及び②、並びに申立期間③のうち、48年12月以前の保険料は、時効の成立により、既に納付できない期間になっているほか、42年12月に加入したとする陳述とは符合しない。

また、申立人の納付記録をみると、夫の厚生年金保険の資格の喪失に伴い、昭和48年3月20日付け強制加入として初めて資格を取得していることが、申立人の所持する年金手帳、市及び社会保険庁いずれの記録においても確認できる。この場合、申立期間①及び②は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は申立期間を通じて、保険料を口座振替で納付していたところ、市において、口座振替が可能になったのは昭和53年4月からであり、この点においても、申立人の陳述とは符合しないほか、申立期間③については、申立人の保険料を納付していたとする夫の納付記録も、同期間は未納である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、同払出簿の縦覧調査及び旧姓を含む別読みによる氏名検索を行うも、その存在を確認することはできなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から42年3月まで

結婚して間もない昭和41年10月ごろ、国民年金の集金人が自宅に来て、国民年金への加入を強く勧められたので、私はその集金人を通じて国民年金への加入手続を行った（夫は結婚前から既に加入していた）。加入後、保険料は夫の分と一緒に夫婦二人分を定期的に集金人に納付していた。当時の納付方法は、年金手帳に印紙を貼^はって保険料を納付し、納付した際に年金手帳に領収印を押してもらおうという方式だったと思うが、当時の保険料額は覚えていない。申立期間については夫は納付済みとされているのに、いつも一緒に夫婦二人分を納付していたはずの私が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年10月ごろ、国民年金への加入手続を行い、以降、保険料はいつも夫の分と一緒に夫婦二人分を集金人に現年度納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、昭和42年11月30日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが同払出簿から確認できる。また、この点については、申立人が所持する国民年金手帳の検認記録欄が昭和42年度分から作成されている状況と整合している。この場合、払出時点では、申立期間は過年度となり、当時は定期的に集金人に現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しないほか、41年10月ごろに加入手続を行ったとする陳述とも符合しない。

また、夫婦の昭和42年度の保険料納付記録をみると、夫の方は同年度の前3期分（昭和42年4月から同年12月まで）について、それぞれ昭和42年4

月、同年7月及び同年8月に1期分ごと納付していることが市の被保険者名簿の記録から確認できるのに対し、申立人の方は、同年度の保険料を43年2月に一括納付していることが申立人所持の国民年金手帳の検認記録欄から確認できる。このように申立期間直後の夫婦の納付状況は相違しており、加入以降は、いつも夫婦二人分を一緒に納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、社会保険事務所において、申立人について旧姓を含む氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行うも、別の国民年金手帳記号番号の存在は確認されなかったほか、申立期間に係る保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から45年12月まで

国民年金にいつごろ加入したのかは覚えていないが、結婚後何年かたったあるころ、私は自分たち夫婦の老後の生活の安定のために国民年金に加入しておいた方がいいと考えるようになり、区役所へ行って夫婦二人分について加入手続を行った。加入後の保険料も私が夫の分と一緒に夫婦二人分を納付していた。したがって、夫婦は同じ日に加入し、保険料納付も同じ月からスタートしているはずである。保険料は、年金手帳を用いて多分区役所で納付していたと思うが、自営業で収入の変動があったので、時には納付が遅れて前の年度にさかのぼって納めたり、何か月か一括して納めたこともあったと思う。ただし、加入当初に夫婦二人分の保険料を2年あまりさかのぼって納付した記憶は定かではない。夫婦同時に加入し、いつも夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付してきたはずであるのに、夫婦二人分の納付期間に相違があるのは理解できず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期については定かではないが、夫婦一緒に夫婦二人分の加入手続を行い、加入後の保険料についても、いつも一緒に夫婦二人分を納付していたはずであるのに、申立期間について夫は納付済みとされて、自分だけ未納とされているのは納得できないと申し立てている。

そこで、申立人及びその夫の所持する国民年金手帳の検認記録欄を見ると、申立期間のうち、加入手続年度に当たる昭和45年度について、申立人の夫は全期間に保険料を現年度納付したことを示す押印が認められるのに対し、申立人の分には、当該押印が認められず、加入後はいつも夫婦一緒に夫婦二人分を納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人及びその夫の加入手続時期をみると、夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されているものの、昭和41年1月16日になされていることが両人が所持する国民年金手帳の発行日から確認できる。この場合、申立人の夫については、加入後60歳到達まで現年度納付を継続しても納付月数は278か月にしか達せず、年金受給要件を満たすにはさらに22か月以上の遡及納付が必要であると市では認識していたものと推定できる。一方、夫より5歳ほど若い申立人の場合、受給権確保のための遡及納付の必要性は無かった。

これらの点を踏まえると、加入時点において、既に35歳を超えていた夫については、受給権確保の観点からなされた市による勧奨を受け、遡及納付を行い、申立人については加入月から現年度納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、社会保険事務所において、申立人について旧姓を含む氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行うも、別の国民年金手帳記号番号の存在は確認されなかったほか、申立期間に係る保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から51年3月まで

昭和47年8月に会社を設立し、また同年は結婚した時期でもあり、その時に国民年金に加入した。以後の保険料は、妻に渡した生活費から、夫婦二人分の保険料を納付した。妻が納付に行けない場合は、私が納付に行ったはずである。私の領収書は確定申告の際に、提出したもので残っていないが、妻の納付書を見ると、世帯主の私の氏名が読み間違いされていた時期がある。しかし妻はこの期間納付済みで、私は未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を設立した昭和47年8月に、国民年金に加入し、以後の保険料は、夫婦二人分を定期的に納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、市の被保険者名簿の記録から昭和51年6月14日になされたものと推定できるとともに、申立人が所持する年金手帳交付時の住所欄に、夫婦が同年6月6日に転居した住所地が記載されている状況とも符合している。この場合、加入手続時点においては、申立期間のうち、49年3月以前については、制度上、既に保険料は納付できない期間となっているほか、異なる住所地に居住していた47年8月に加入したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立期間のうち、昭和49年4月以降の保険料については、過年度納付は可能であったものの、夫婦二人分を一緒に納付したとする妻は、この間の保険料を現年度納付（未納3か月を除く）していることが、市及び社会保険庁の特殊台帳双方の記録から確認でき、加入後は夫婦二人分を一緒に納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を

確認するため、別読みを含めた氏名検索のほか、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所において、払出簿の縦覧調査を行ったがその存在をうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

なお、申立人が申立人の妻の納付書において、申立人の氏名読みが誤っていることに疑念を抱いている点についてみると、市の被保険者名簿の記録から申立人の姓「A」が昭和51年6月の加入当初は誤って「B」と管理されていた形跡が認められるものの、翌月には正しく「A」と訂正されていることが確認でき、このことが納付記録の誤りにつながったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年2月から49年12月まで
父親に勧められたので、42歳ごろに市役所に行き、国民年金に加入した。その時、市の職員から、制度の始めまでさかのぼって納付できると聞いたので、その場で計算してもらい、分割で納付するようと言われた。数か月して、1回目の納付書がきたので、1回目は40万円ぐらいを納付した。また、2回目は20万円ぐらい、3回目の金額はよく覚えていないが10万円前後の金額を納付し、3回ぐらいに分けて昭和36年の制度の始めまで、さかのぼって納付したはずである。年金記録を確認したところ、途中の期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、42歳ごろに国民年金に加入し、昭和36年4月までの保険料を3回ぐらいに分けて、さかのぼって納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、市の検認記録台帳で確認できる最初の納付日（昭和53年5月18日）及び市の被保険者名簿の作成日（昭和53年5月30日）から、昭和53年5月ごろになされたものと推定でき、この点は42歳ごろに加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しているほか、同年7月から開始された特例納付（附則4条）にて、申立期間の保険料を納付することは可能であった。

一方、申立人の納付記録をみると、申立期間直後39か月の保険料について、昭和53年5月以降に、時効が先に到来する分から3回に分け過年度納付を行った上で、55年1月に36年4月から40年1月までの46か月を特例納付していることが、市及び社会保険庁双方の記録から確認できる。この場合、加入手続時点で、既に42歳に達していた申立人は、これら過年度納付及び特例納付

85 か月の保険料をまとめて納付した上で、60 歳に達するまで継続して納付することで、初めて納付期間が 300 か月となり、年金受給権につながる状況であったことが、社会保険庁の記録から確認できる。

また、申立人の特例納付期間は制度発足時から年度途中の昭和 40 年 1 月までの 46 か月であること、及びこの期間に対応する保険料額「18 万 4,000 円」が、市の被保険者名簿に明確に記載されているほか、特例納付は無年金者の救済措置として設けられた制度であることから、市では年金受給権確保の観点から、納付勧奨を行っていたことが、当時の市の広報紙から確認できる。

これらの点を踏まえると、申立人は既に 42 歳に達していた昭和 53 年度に年金受給権確保の観点から、行政側による特例納付を前提とした加入勧奨を受け、時効が先に到来する分から順次過年度納付を行い、納付原資に応じて申立期間直前の 46 か月についてのみ特例納付を行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するために、別読みを含む氏名検索を行ったが、その存在は確認されなかったほか、申立人の申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3128(事案 1593 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月から44年3月まで
② 昭和44年4月から47年3月まで

私は、昭和39年ごろに国民年金の加入手続きを行い、自宅に来ていた集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を支払っていた。

昭和40年7月にC市A区からC市B区に転居した後も、それまでと同様に私が自宅に来ていた女性の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を支払っていた。当時の保険料月額は200円ぐらいか300円までであったと思う。

申立期間の国民年金保険料について、夫の分だけ納付済みとされ、私の分が未納とされているのは納得できないとして、第三者委員会に申立てたが、認められない旨の回答を受けた。

しかし、回答後に、C市からB区の被保険者名簿を入手したところ、申立期間①について、被保険者名簿では夫婦二人共に空欄のままとなっていた。

区の被保険者名簿では夫婦共に同じ内容となっているにもかかわらず、社会保険事務所の記録では、夫の申立期間の保険料は納付済みとされて、私の保険料のみ未納とされているのは納得できない。

また、申立期間②について、夫の被保険者名簿を見ると、申立期間の保険料納付日はすべて昭和47年6月30日付けとなっているが、これは、同年4月から同年6月までの夫婦二人分の保険料納付日と同一日であるから、私の分の保険料も一緒に納付されているはずである。

新たな資料として、B区の被保険者名簿を提出するので、私の申立期間も納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

本件の申立てについては、B区の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人及

びその夫の国民年金に係るA区からB区への転入手続は昭和47年6月30日に行われたと記録されており、この時点において、申立人が同区で申立期間の国民年金保険料を集金人に現年度納付できないこと、また、夫の特殊台帳及び国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間①の保険料を特例納付、申立期間②の保険料を過年度納付していることが確認でき、集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立内容と符合しないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、国民年金保険料納付を示す新たな資料として、C市B区の夫婦二人分の国民年金被保険者名簿を提出したが、当該資料については、既に当委員会が入手し、調査及び分析の上審議しているものであり、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情には該当しない。

また、申立期間①について、被保険者名簿では夫婦共に空欄になっているが、夫の特殊台帳では、第2回特例納付の勸奨を受けた上、特例納付を行った旨の記載があり、納付記録と符合する事蹟^{じせき}が認められるものの、申立人の特殊台帳にはその旨の記載は無い。

なお、特例納付の場合、国民年金保険料の収納は、社会保険事務所が直接取り扱っていることもあり、特例納付しても市町村の被保険者名簿に反映されていない例はほかにもみられるところである。

さらに、申立期間②について、申立人は、被保険者名簿の記載内容から、自身の国民年金保険料も納付されていたと主張しているところ、申立期間に係る夫の納付記録をみると、申立期間②の保険料は昭和47年6月30日に過年度納付されていることが確認できる。

この時点においては、制度上、昭和45年1月までの国民年金保険料しかさかのぼって過年度納付することができないはずであるが、夫は既に38歳であったことから、それ以後の国民年金保険料を完納したとしても60歳到達時点での納付月数は299か月にしかならず、受給権を確保できる300か月に1か月不足することから、44年4月までさかのぼって過年度納付させる取扱いがなされたと考えられる。

一方、申立人は当時29歳であり、60歳まで保険料を完納することで、年金受給資格を十分に確保することができたことから、申立期間について過年度納付の必要は無く、また、特殊台帳にも申立人に対する納付勸奨及び過年度納付の事蹟^{じせき}は見当たらない。

これらのことを総合的に判断すると、申立人提出の資料からは、申立人の申立期間の国民年金保険料納付を示す内容は見当たらず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から49年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から49年7月まで

私は妻と共に昭和49年※月にA国籍から日本国籍に帰化した。帰化できたことを報告に来てくれた法務省の職員が、帰化者に対する特例として制度発足時からの保険料を一括して納付できると教示してくれたので、36年4月から49年7月までの夫婦二人分の保険料として5万円程度を一括して納付した。

完納したはずの私達夫婦になぜ年金特別便が届いたのか分からず、確かに納付したはずの夫婦二人分の保険料は、私だけが昭和36年4月から37年3月まで納付したということにされている。

申立期間に係る保険料を納付したのは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和49年※月※日に帰化しており、その場合の国民年金被保険者資格の取得日は帰化日以降となるため、申立期間の国民年金保険料は制度上納付することができない。

また、申立人は、帰化と同時に国民年金に加入したと申し立てしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和51年9月10日に払い出されており、申立内容と符合しない。

さらに、帰化後に払い出された別の国民年金手帳記号番号の有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人の特殊台帳を見ると、制度上納付することができない昭和36

年4月から37年3月までの期間の国民年金保険料4万8,000円が、54年6月5日に特例納付されていることが確認できるが、これは、当時、B市では、受給権確保の観点から、35歳以上で60歳到達までの間未納無く納付したとしても年金受給資格期間を満たさない者を対象に特例納付の勧奨を行っており、申立人は帰化した時点で、年金受給権を得るため必要な期間が10か月不足していたことから、このような措置が講じられたものと推認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年7月まで

私は夫と共に昭和49年※月にA国籍から日本国籍に帰化した。帰化ができたことを報告に来てくれた法務省の職員が、帰化者に対しての特例として制度発足時からの保険料を一括して納付できると教示してくれたので、36年4月から49年7月までの夫婦二人分の保険料として5万円程度を一括して納付した。完納したはずの私達夫婦になぜ年金特別便が届いたのか分からず、確かに納付したはずの夫婦二人分の保険料は、夫だけが36年4月から37年3月まで納付したということになっている。

申立期間に係る保険料を納付したのは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和49年※月※日に帰化しており、その場合の国民年金被保険者資格の取得日は、帰化日以降となるため、申立期間の国民年金保険料は制度上納付することはできない。

また、申立人は、帰化と同時に国民年金に加入したと申し立てしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和51年9月10日に払い出されており、申立内容と符合しない。

さらに、帰化後に払い出された別の国民年金手帳記号番号の有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料として5万円程度を納付したと申し立てしているが、これについて、申立人の夫の特殊台帳を見

ると、第3回特例納付を利用して昭和36年4月から37年3月の保険料4万8,000円を納付したことが確認できることから、この時の納付の記憶と混同している可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から45年6月まで

昭和45年春ごろ、A区役所国民年金課の男性職員から「私は、今日で区役所を退職しますので、頼みますから未納期間の国民年金保険料を支払ってください。」と自宅に連絡があったので、同年7月ごろ、同区役所の国民年金課の窓口で、別の男性職員に36年4月から45年6月までの未納保険料として、5万いくらかを支払った。

その時、男性職員は、「こちらの納付記録に記入しておくので。」と言って、領収書を発行してくれなかった。また、その男性職員は、私の目の前で、保有していた古い年金手帳を破り、ゴミ箱に捨てた。

昭和62年又は63年ごろ、年金受給時に申立期間の保険料が未納であることが分かり、地元の議員とA区役所の国民年金課の窓口で男性職員に昭和45年当時の事情を説明したが、領収書が無いとだめだと言われた。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年7月ごろ、A区役所で申立期間の国民年金保険料5万円程度をさかのぼって一括納付したと申し立てしているところ、当時は第1回特例納付実施時期であり、また、その場合の保険料は4万5,900円となることから当時の状況と符合する。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち、申立人の夫は39年4月から44年6月までの期間及び同年9月から45年6月までの期間は厚生年金保険被保険者期間であったことから、この間については、申立人は国民年金強制加入被保険者では無く、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、特殊台帳を見ても、申立期間について特例納付した旨の記録は見当たらない。

さらに、申立人は、区役所で申立期間の国民年金保険料を一括納付したとしているが、B市では特例納付に係る保険料収納は行っておらず、当時の制度に符合しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から51年12月まで
時期ははっきり覚えていないが、区役所から女性職員が来て勧奨されたので、国民年金に加入して、保険料については、送付された納付書により、銀行で納付していたと思う。

昭和55年ごろ、区役所職員から、「最後の特例納付のチャンスだ。」と言われたため、過去の未納保険料をさかのぼって納付したはずである。

申立期間の保険料の納付方法については、はっきり覚えていないが、たぶん納付書が送られてきたように思う。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、特例納付により、未納であった昭和36年4月から51年12月までの国民年金保険料をすべて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているとしている。

しかしながら、特殊台帳を見ると、第3回特例納付実施期間内であった昭和55年6月25日に、陳述のとおり、未納であった国民年金保険料を特例納付していることが確認できるものの、その内訳は、申立期間前の36年4月から47年8月までの保険料54万8,000円と、申立期間後の52年4月から同年9月までの保険料2万4,000円についての記録のみであり、申立期間の保険料について特例納付した記録は見られない上、申立人は、国民年金保険料を一括納付した記憶は1回のみであるとしている。

また、申立人が所持する領収証書をみても、上記の2つの期間の国民年金保険料納付に係るものは確認できるものの、申立期間に係るものは見当たらない。

さらに、申立人は大正15年生まれであり、年金受給資格期間は20年である

ことからみて、年金受給資格期間を満たすために最低限必要な期間の国民年金保険料についてのみ特例納付制度を利用して一括納付したと考えるのが相当である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から同年9月まで

昭和47年7月ごろ、夫がA市で夫婦二人分の国民年金加入手続きを行い、保険料を納付した。その後、48年1月にB市へ転居したが、申立期間の保険料は、自宅に来る市の女性集金人に対して2回に分けて納付し、領収書もらった。

年金記録照会に対し、平成20年6月に社会保険事務所から、申立期間の保険料は昭和54年2月16日に還付済みであるとの回答があった。

しかし、私は、還付を請求したこと及び還付金を受け取った記憶は全く無く、また、昭和54年当時は、既にC市へ転居しているため、B市から還付通知が届くことはあり得ず、還付済みとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものの、還付された記憶は無いと申し立てしているところ、申立人が申立期間の保険料を納付したことについては、所持している領収証書により確認できる。

しかしながら、特殊台帳を見ると、昭和53年11月30日に、51年4月から同年9月までの保険料8,400円が還付決定された旨の記録があり、また、B市の国民年金被保険者名簿を見ても、54年2月16日付けで同金額が還付された記録がある。

また、国民年金保険料の還付事務手続について、D社会保険事務所では、保険料過誤納を発見した場合には、過誤納決定に係る決裁処理を受けて還付請求書を被保険者へ送付し、被保険者から返送された還付請求書を受理した後、国民年金被保険者台帳に還付決定記録を記載するとしている。

したがって、申立人は還付請求した記憶は無いとしているものの、制度上、

被保険者からの還付請求が無いまま、特殊台帳や被保険者名簿に還付決定の記録がされることは考え難い。

さらに、特殊台帳及びB市の被保険者名簿を見ると、申立人は昭和 51 年 4 月 1 日に国民年金強制加入被保険者資格を喪失した後、任意加入の手続を行っておらず、申立期間は国民年金未加入期間となることから、当該還付決定に不自然な点は見られない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、還付された記憶が無いと主張するのみで、還付に係る事務処理が適正になされなかったこと及び還付記録の内容を疑わせる周辺事情等も見当たらないことから、申立期間に係る還付金を受け取ったものとするのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から同年4月30日まで
: ② 昭和20年7月20日から同年8月20日まで

私は、国民学校を卒業後、A市にあったB社又はC社のどちらかで昭和20年4月1日から同年4月30日までD業務に従事していた。給与及び保険料の額は覚えていないが、保険料は天引きされていたと思う。空襲で同事業所は消滅しており、当時の記録は残っていないが、どちらかの事業所で働いていたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。(申立期間①)

私は、A市にあったE社に昭和20年5月4日から勤務していた。同社ではF業務に携わっていた。終戦が同年8月15日であるのに対し、厚生年金保険加入記録が同年7月20日となっているのは戦災で会社がなくなったからである。同年8月は工場が無くなっている所以給料は受け取っていないが、戦争がなければ会社は存続していたはずである。国の責任において、せめて申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。(申立期間②)

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されたB社の所在地周辺にある神社及び橋の名前並びに地名が申立人の記憶と一致し、また、同事業所の位置が、当時の通勤経路に関する申立人の陳述内容とも符合することから、申立人は、同事業所に勤務していたものと推認される。

一方、社会保険庁の記録によると、B社が厚生年金保険適用事業所となったのは、申立期間から約9年半後の昭和29年12月1日であることが確認できる。

また、申立人は、「当時の同僚の名前は記憶に無く、給与もそのまま母親に渡していたので金額も覚えていない。」旨陳述しており、このほかにB社が、厚生年金保険新規適用前の期間において、申立人の給与から保険料を控除していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②については、社会保険庁の記録によると、E社は、昭和21年7月20日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっていることが確認できる。

また、申立人は、「A市空襲（昭和20年*月*日）の後、しばらくして出勤すると会社が無くなっていた。昭和20年8月は会社が無くなっているので当然給料は受け取っていない。E社で給料を受け取ったのは2回だけである。」旨陳述していることから、申立人が、E社において厚生年金保険料を控除されていたのは、申立人が入社した昭和20年5月及び同年6月の2か月のみであると判断され、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったとは認められない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 1 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで
② 昭和 40 年 8 月 9 日から 41 年 9 月 26 日まで
③ 昭和 41 年 10 月 1 日から 43 年 12 月 31 日まで

A社、B社及びC社における厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金の請求手続はしておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

このうち、申立期間①については、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金はA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和40年2月8日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号をみると、申立期間①とその後の期間では別の記号番号となっていることから、申立期間①の脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である。

次に、申立期間②及び③については、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、C社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和44年4月22日に支給決定されており、申立人の脱退手当金裁定請求書が同年3月28日に社会保険事務所に提出されていることが確認できる。

そこで、申立人の脱退手当金裁定請求書を見ると、署名及び捺印がなされ

ていることのほか、記載された住所は申立人の当時の住所地（D市）と一致していることが確認できる上、申立人の脱退手当金は社会保険事務所の窓口で現金払い（当地払い）されており、署名及び捺印がなされた領収書が確認できることから、支払通知書は申立人の住所地へ送付され、同通知書を社会保険事務所に持参して脱退手当金を受領したと考えるのが自然である。

また、申立人は、裁定請求書の領収書の本人署名の「E」の「F」の文字が、常時使用していた戸籍上の「G」ではなく「H」の字であり、当該領収書は自分が書いたものではない旨主張しているところ、C社退職時の申立人に係る退職金領収書の署名は「H」の字を使用していることが認められる。

さらに、申立人の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②及び③に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるということは考え難い。

加えて、いずれの申立期間も、脱退手当金の支給対象となった最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月21日から38年3月5日まで
厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社B営業所で勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
一緒に勤務していた同僚に聞いたところ、同僚は脱退手当金を受け取っていないとのことだった。
私も脱退手当金を請求した記憶は無く受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和38年6月20日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3917

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 10 月 24 日から 23 年 6 月 1 日まで
社会保険事務所に A 社に勤務していた期間について、厚生年金保険の加入状況を照会したところ、昭和 23 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している旨の回答があった。

しかし、A 社には昭和 21 年 10 月 24 日から継続して勤務していたので、同年 10 月から厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 21 年 10 月 24 日から A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日と同じ昭和 23 年 6 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A 社は、昭和 26 年 8 月に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主は所在が不明であり、申立人が社長として記憶する者は死亡しているため、これらの者から、同事業所における申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

さらに、A 社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同事業所の新規適用時に資格を取得している同僚のうち、所在の確認できた 3 人に照会したが、申立期間における保険料控除の状況は確認できない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月から 36 年 2 月 1 日まで
② 昭和 36 年 5 月 14 日から 40 年 4 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について記録が無いとの回答があった。

私は、昭和 35 年 10 月にA社に就職し、40 年 4 月まで継続して同社で働いたのに、36 年 2 月 1 日から同年 5 月 14 日までの 3 か月しか厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得がいかない。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の陳述内容から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が、昭和 35 年 10 月ごろからA社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、社会保険事務所の記録から、申立人と同時期にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる 2 人の同僚は、「実際の入社時期より厚生年金保険被保険者資格を取得した時期は数か月遅れている。」と陳述しており、申立期間当時、同社では、従業員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

申立期間②については、申立人は、「同時期にA社に入社した同僚の一人と一緒に、昭和 36 年ごろに、数か月ほどB社で働き、37 年 2 月に免許を取得した後に、自分だけがA社に復職した。」と陳述している。

そこで、当該同僚の厚生年金保険被保険者記録をみると、A社における資格取得日及び資格喪失日が申立人と一致していることが確認できることから、申立人は、昭和 36 年 5 月 14 日に当該同僚と共にB社へ転職したために、厚生年

金保険被保険者資格を喪失したと考えられるところ、別の同僚の陳述から判断すると、申立人は、37年ごろにA社に復職し、39年ごろまで同社に勤務していたと推認することができる。

しかし、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、現在確認できる記録（昭和36年2月1日から同年5月14日までの期間。）のほかに申立人の氏名は見当たらず、同社で被保険者資格を取得した226人すべてについて健康保険整理番号と氏名の照合を行ったが、同番号に欠番は無く、申立人が同社で厚生年金保険被保険者資格を再取得したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A社は既に廃業しており、当時の事業主及び経理担当者も死亡又は所在不明であるため、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 7 月 1 日から 19 年 4 月 16 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。
A社には、昭和 18 年 7 月ごろから 20 年 8 月 31 日まで継続して勤務していたので、申立期間においても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 18 年 7 月ごろにA社に入社し、申立期間も事業所に勤務して厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が、自身より数か月前に入社していたとしている同僚は、社会保険事務所のA社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、昭和 18 年 11 月 1 日に労働者年金保険に加入していることが確認できることから、申立人は、同日以降に入社したと考えるのが自然である。

また、A社は、昭和 20 年 8 月に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主の所在も不明であるため、同事業所及び当時の事業主から申立人の申立期間における勤務の実態及び労働者年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、前述被保険者名簿から把握した申立期間当時の同僚に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態等は確認できない。

加えて、当該被保険者名簿において、申立期間の健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る労働者年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月から 32 年 3 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社で勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同事業所で勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が、申立期間当時にA社で勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 33 年 3 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社は、平成 7 年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主も死亡しているため、同事業所及び事業主から、申立人の同事業所における厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

さらに、申立人が記憶している申立期間当時の同僚は、「申立期間当時は、会社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、厚生年金保険料は控除されていなかった」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月 6 日から 54 年 2 月 23 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。夫は、昭和 51 年 3 月から 59 年 10 月まで A 社に継続して勤務していたのに、途中の期間である申立期間の加入記録が無いのは納得できない。申立期間についても、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も A 社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立期間当時の A 社の事業主及び同僚一人は、「申立人は、昭和 53 年ごろ、別の会社に転職するため A 社を一度退職し、その半年後ぐらいに復職した。」と陳述している。

また、申立人の A 社における雇用保険の離職日は昭和 53 年 8 月 5 日、再加入日は 54 年 2 月 23 日であり、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日の前日及び取得した日と同一日であることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の申立人及びその妻に係る国民年金の加入記録をみると、申立期間において、申立人及びその妻は国民年金に加入し、国民年金保険料を現年度又は過年度納付していることが確認でき、申立人の妻は、「国民年金の加入手続及び保険料の納付を行った記憶は無い。」と陳述していることから、申立人自身が国民年金の加入手続を行い、その保険料を納付したものと推認される。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 29 日から 41 年 8 月 20 日まで

私は、昭和 35 年 8 月 9 日から 41 年 8 月 20 日まで A 社に正社員として勤務していた。

社会保険事務所にて厚生年金保険の記録を確認したところ、A 社に勤務していた当該期間のうち申立期間が空白期間となっていた。

私は、昭和 41 年 9 月 1 日に国民年金の資格を取得しており、その前月までは継続して A 社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人の A 社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は昭和 36 年 12 月 29 日となっており、同日までは同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認するため、事業主及びその妻に確認したところ、「申立人が同事業所に在籍していたのは 1 年程度の短期間であり、6 年間もの長期間にわたっては在籍していなかった。」と陳述している。

また、申立期間の昭和 36 年 12 月以降に勤務していた同僚に照会を行ったところ、回答のあった 5 名の者は、いずれも申立人のお申立期間における在籍は不明と回答しており、申立期間の勤務実態を確認することはできなかった。

さらに、A 社の事業主は、1 か月だけ在籍していた短期雇用者であっても、社会保険の加入手続を適確に行っていたと陳述しているところ、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、被保険者期間が 1 か月から数か月と短期間である者が複数名確認でき、同事業所の事業主の陳述内容は同事業所にお

ける従業員の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失状況と符合している。

加えて、当該被保険者名簿によると、申立期間中に係る健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人が健康保険証を返却した記録も確認できるほか、申立期間中も同事業所の従業員であった同僚には、この間に4回の定時決定の記録が確認できるところ、申立人には、これら複数年にわたる定時決定の記録は見当たらないことなどから、当時、同事業所は社会保険庁の記録どおり申立人の資格喪失届を行ったものと考えられる。

また、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 1 日から同年 6 月 28 日まで
② 昭和 28 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 28 年 9 月上旬から 29 年 1 月 1 日まで

申立期間①の昭和 28 年 4 月 1 日から同年 6 月 27 日まで、A社に勤務したが、社会保険庁の記録ではB社に勤務していたことになっている。

申立期間②の昭和 28 年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日までは、C市のB社に勤務した。

申立期間③の昭和 28 年 9 月上旬から同年 12 月 31 日まで事業所名は記憶していないが、D社E支店内で勤務していた。

申立期間①については事業所名称が異なっていること、申立期間②及び③については厚生年金保険に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁の記録によると、申立期間と一致する期間に申立人が、別の事業所（B社）で厚生年金保険に加入している記録が確認できるが、申立人は、昭和 28 年 4 月 1 日にA社に入社し、同年 6 月 27 日まで勤務したと申し立てている。

そこで、A社が申立人を関連企業で厚生年金保険に加入させた可能性を含め、同社に対してB社との関係について照会をしたところ、同社では当時、B社と取引関係があった可能性もあるが、同社とは関連会社ではないと陳述している。

また、申立人がA社と一緒に入社したと申し立てている同僚については、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記録は無く、また、当該同僚の所在が不明であるため、申立人の同社での勤務実態及び保険料控除について確認するこ

とはできなかった。

さらに、当該被保険者名簿から申立期間に厚生年金保険の加入記録がある同僚4名から回答を得たが、いずれも「申立人について記憶していない。」旨、回答しており、そのうち2名は、「申立期間当時は、F業務従事者が多数在籍していた。」と陳述している。

申立期間②について、申立人は昭和28年7月1日から同年8月31日までの期間についてA社の関連企業であるB社C支店に異動したと申し立てているところ、上記のとおり、両社が関連企業であったことは、確認できない。

また、B社C支店は昭和28年10月に厚生年金保険の適用事業所では無くなっているほか、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、社会保険庁のオンライン記録上も申立期間②に同社C支店で加入記録のある同僚を特定できないため、当時の事業主及び同僚に対して申立人の申立期間に係る勤務実態、在職期間及び保険料控除等を確認することはできなかった。

申立期間③について、申立人は、D社E支店内で勤務していたと申し立てており、雇用主は同社の下請会社であったとしているものの、その事業所名を記憶していない。

そこで、D社E支店に当時の下請会社について照会を行ったところ、「当時は多数の下請会社が存在したようであるが、資料が無く不明。」と回答しており、申立人の雇用主を特定することはできず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除等、当時の事情を明らかとすることはできなかった。

また、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間①、②及び③における被保険者記録を確認することはできないほか、申立人は保険料控除についての記憶も定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3924

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 25 日から 42 年 6 月 1 日

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間に健康保険証を使用したこともあるので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立期間当時、申立人はA社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、申立人は、A社で、B業務従事者として勤務していたと申し立てているものの、同社に係る被保険者名簿によると、申立人が同じB業務従事者の同僚であったとして名前を挙げた同僚のうち、厚生年金保険の加入記録が無い者が複数確認でき、当該複数の同僚の中には申立人の前任者も含まれていることが確認できる。

一方、A社の社会保険事務担当者からは、「申立期間当時、従業員全員を一律には厚生年金保険に加入させていなかった。」旨の陳述が得られた。

このことから、事業主は、当時、すべての従業員について必ずしも厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

また、A社の事業主は、当時の資料が保存されていないため、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで

私は、A社に昭和 35 年 10 月から 40 年 3 月末まで勤務していた。私が退職するとき、知人を同事業所に紹介した。その知人には 38 年 4 月から 52 年 10 月 17 日まで同事業所での厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 35 年 10 月から 40 年 3 月末まで勤務していたと申し立てているところ、元事業主や申立人が名前を挙げた同僚の陳述により、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和 38 年 2 月 1 日であり、申立期間のうち、35 年 10 月 1 日から 38 年 2 月 1 日までの期間は同事業所が適用事業所となる前の期間に当たる。

A社は、昭和 54 年 12 月に解散登記されており、当時の資料が無く、申立人の厚生年金保険料控除等について確認することはできないものの、元事業主からは、適用事業所となる前の当該期間においては、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかったとの陳述が得られた。

一方、申立人は、上記同僚以外の氏名を記憶していなかったため、A社が適用事業所となった昭和 38 年 2 月 1 日以降に同事業所で被保険者資格を取得している同僚に、適用事業所となった以降の期間における申立人の在職及び保険料控除等について照会を行ったものの、回答が得られた複数の同僚からは当時の事情についてよく記憶していないとして、具体的な陳述を得ることはできなかったほか、申立人自身も同事業所での退職時期や保険料控除についての記憶は定かでないとして陳述している。

また、申立人の申立期間に係る被保険者記録が社会保険事務所に無いところ、仮に、A社が適用事業所となった昭和38年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、保険料が控除されていた場合、申立期間中には2回の標準報酬月額算定基礎届、その後、資格喪失届も提出されていると考えられるところ、これらいずれの機会においても事業所及び社会保険事務所が記録漏れに気づかず、記録を誤ったとは考え難いほか、A社に係る被保険者名簿には健康保険証の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点もうかがえない。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間のうち、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年2月1日以降の期間における申立人の被保険者記録は見当たらず、このほか、当該期間において申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から平成元年4月1日まで

私は、A社がB社より受注した事業の業務に従事するため、昭和56年1月から平成元年3月31日までC県で勤務したが、私の厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所へ照会したところ、当該期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、昭和56年12月16日から59年12月31日にA社に勤務していたことが確認でき、また、元請であったB社の元社員の陳述により、申立人は、申立期間にC県D市で働いていたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録から、申立人は、申立期間と重なる昭和54年4月から60年3月までの期間は国民年金に加入していることが確認できるほか、申立人は、申立期間中は国民健康保険に加入していたと陳述していることから、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

また、A社の事業主は、「当時、申立人は、同社で雇用した者ではなく、その業務は請負契約であり、申立人は請負人であったので、申立人を厚生年金保険には加入させておらず、申立人への外注費から厚生年金保険料は控除していなかった。」と陳述している。

さらに、A社は、申立人との請負契約期間は、申立人の雇用保険の加入期間どおり昭和56年12月16日から59年12月31日までであったとしており、それ以降は申立人と同業務の請負契約は締結していないと陳述している。

一方、元請であったB社の複数の元社員はいずれも、申立人は、A社から派遣されてきていた者で、B社に雇用されていた者ではなかったと陳述してい

る。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3927

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月から 63 年まで

私は、昭和 39 年 6 月から 63 年までの約 24 年間、A 社 B 支社で訪問販売の仕事をしていましたが、厚生年金保険に未加入とされている。

会社から、表彰状と感謝状も授与されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 社 B 支社で勤務していたと申し立てているところ、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は無く、当時の同社事務担当者からは、「申立人は成績優秀で何度も表彰をされた D 業務従事者であったが、D 業務従事者との間で雇用関係は無く、D 業務従事者は個人事業主であるため厚生年金保険には加入させていなかった。」との回答があった。

また、当該営業所で申立人の同僚からは、「D 業務従事者は完全歩合制の個人事業主なので、厚生年金保険には加入できないとの説明を、受けて知っていたはずである。D 業務従事者は、毎年、確定申告を行い、国民年金と国民健康保険に加入することになっていたことは申立人も理解されているはずです。」との陳述が得られた。

さらに、C 社からは、「各営業所は、A 社 B 支社のような販売事業者が経営しており、申立人のような D 業務従事者は販売事業者に所属しており、当社との間には直接雇用関係は無く、申立人は当社の社員名簿には記録されていない。これら D 業務従事者は販売事業者とも雇用関係は無く、完全歩合制の個人事業主であるため厚生年金保険には加入していない。」旨の回答が得られた。

加えて、A 社 B 支社以外の販売事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿も

調査したが、申立人の被保険者記録は見当たらず、また、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索も行ったが、申立期間に申立人に該当する記録は確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から33年4月まで

私は、昭和29年1月からA社に常勤で勤務し、営業事務を担当していたが、33年4月ごろ、同社が倒産したため退職した。社長、及び営業部長及び経理担当者の名前を覚えている。

それなのに、社会保険事務所では、昭和29年4月1日までの加入記録がなく、納得できない。

申立期間についても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和33年4月ごろにA社が倒産したので同社を退社したと申し立てているが、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録のある元従業員で連絡のとれた者2人は、同社が倒産した時期についてそれぞれ、「昭和29年2月ごろである。」、「昭和29年である。」と陳述している。

また、社会保険事務所の記録でも、A社は、昭和29年10月1日に、厚生年金保険の適用事業所では無くなっていることが確認できる。

さらに、申立人が記憶しているA社の社長等が、昭和29年10月1日に社会保険の適用事業所となる二つの会社を設立しているが、申立人は、これらの会社を知らないとしている。

加えて、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社で被保険者資格を取得している全従業員のうち、社長及び営業部長等を除く10人のうち、昭和29年4月1日に申立人を含む5人が、同年5月1日に残り5人が、それぞれ資格を喪失していることから、同社では、社会保

険事務所の記録どおりに退職させていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月 30 日から 48 年 12 月 30 日まで

私は、昭和 47 年 7 月 1 日から 48 年 12 月 30 日までの約 1 年 5 か月間、A 社で勤務したのに、社会保険事務所では、5 か月間の厚生年金保険加入記録しか無い。

申立期間においても、A 社に勤務していたことは間違いないので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の事業主の妻が、「事業所と住居が同一であったので申立人の勤務状況は承知している。申立人は 1 年ぐらいは勤務していたと思う。」と陳述していることから判断して、時期は特定できないものの、申立人が、申立期間の一部も同社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、A 社は、昭和 51 年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており事業主も死亡している上、事業主の妻及び申立期間当時の経理担当者は、「申立人の申立期間当時の保険料控除については、資料も無く不明である。」としていることから、同社における申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除等は確認できない。

また、社会保険事務所の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る従業員に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる事情等は得られない。

さらに、申立人の雇用保険の記録は、昭和 47 年 12 月 30 日離職となっており、A 社における申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致する。

加えて、前述の被保険者名簿には、申立人が昭和 47 年 12 月 30 日の被保険者資格の喪失に伴い健康保険証を返還していることを示す「証返」の記載が確

認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 1 日から 45 年 2 月 20 日まで

私は、A社に勤務していたが、社長の命により、昭和 44 年 11 月 1 日から B社に勤務した。

しかし、厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、B社での被保険者資格取得日は、昭和 45 年 2 月 20 日である旨の回答を得た。

A社から引き続きB社で勤務したことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の事業主の陳述から、申立人が昭和 44 年 11 月 1 日から同社で勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所の記録では、B社が厚生年金保険の任意包括適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同一日の昭和 45 年 2 月 20 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、B社の事業主は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 45 年 2 月 20 日以前については、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないとしている。

さらに、申立人の、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月から25年4月又は同年5月まで
② 昭和29年2月から同年4月まで

私は、旧制中学校を卒業後、昭和24年4月にA社に入社し、25年4月又は同年5月ごろまで勤務していたと思うが、社会保険事務所では、同社に勤務した期間の厚生年金保険加入記録が無い。

また、昭和29年2月にはB社に入社し、C業務担当の正社員として数か月勤務したと思うが、社会保険事務所では、同社に勤務した期間の厚生年金保険加入記録も無い。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務していたとするA社は、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A社の申立期間当時の事業主の子は、同社は厚生年金保険の適用事業所となったことは無く、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたことも無いとしている。

申立期間②については、申立人は、B社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間前後に被保険者資格を取得している元従業員のうち、連絡のとれた11人は、いずれも申立人を知らないとしており、B社の承継先であ

るC社は、申立期間当時の資料は無いとしていることから、申立人の申立期間におけるB社での勤務は確認できない。

また、これら11人の元従業員のうち8人は、いずれも、入社後しばらくの期間は厚生年金保険に加入していないと陳述しており、これらの者が記憶している入社日と厚生年金保険の資格取得日を比較すると、6人が入社から1か月又は2か月後に資格を取得しており、2人は10か月又は13か月後に資格を取得していることが確認できることから、B社では、申立期間当時、入社から一定期間は厚生年金保険に加入させていなかったことが考えられ、申立期間が3か月と短期間であることから、申立人が申立期間にB社に勤務していたとしても、厚生年金保険に加入する前に退職した可能性もうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 26 日から 33 年 4 月 1 日まで
住み込みで勤務していた会社が、倒産したため、同社の仕入先の社長の紹介により、倒産後すぐの昭和 32 年 7 月に A 社に入社し、住み込みで勤務することになった。
入社してすぐに、A 社の当時の社会保険担当者に厚生年金保険被保険者資格取得届を作成してもらい、私自身がそれを社会保険事務所に提出した。
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社において昭和 32 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚が、「申立人は自分より 1 週間から 2 週間程度早く入社したと思う。」と陳述していること、及び昭和 33 年に差し出された申立人宛の年賀状の宛先が「A 社内」となっていることから判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、A 社は、既に廃業しており、また、当時の事業主、役員及び経理担当者は既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

また、申立期間当時の同僚 1 人は、入社後 9 か月間は厚生年金保険に加入していなかったと陳述している上、同人が入社時期を記憶しているほかの同僚 2 人も、入社時期と厚生年金保険被保険者資格の取得日とを比較すると、被保険者資格の取得は入社後 4 か月及び 9 か月後となっていることから、A 社では、必ずしもすべての従業員を入社時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったと考えられる。

さらに、申立人が、自身の厚生年金保険被保険者資格取得届を作成してもら

ったとしている者は、A社において社会保険の手続を担当したことはないとしており、また、ほかの従業員3人も、同人は社会保険手続の担当者では無かったと陳述している。

加えて、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間に申立人が資格を取得したことをうかがわせる事蹟^{じせき}は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月 30 日から 39 年 5 月 16 日まで
昭和 38 年末、前職で同僚だった方から「A社が年末で忙しいためすぐ来てほしい。」と言われ、A社で勤務するようになった。同社に 39 年 5 月 16 日まで勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録の無いことに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは同僚の陳述から推認できる。

しかしながら、申立人をA社に誘った同僚には厚生年金保険の加入記録があるものの、同時期に入社したという別の同僚には、同社における厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。このため、事業主は、当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

また、A社に係る被保険者名簿をみると、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の記録が失われたとは考え難い。

さらに、A社の同僚 10 名に申立人について照会したものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月20日から平成2年2月10日まで
私は、昭和56年12月にA社に入社し、会社が倒産した平成12年7月までの期間について、同社で継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険の加入記録が残っていないことは、当時の会社の事務がかなりずさんであったことが原因だと思う。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年12月にA社に入社し平成12年7月まで同社で継続して勤務しており、保険料は事業主が給与より控除していたと申し立てている。

しかし、申立人が所持している申立期間に係る42か月分の給与明細書をみると、そのすべてにおいて厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、申立人も同明細書の差引支給額と実際に支給を受けた金額は相違が無かったと陳述している。

また、A社が加入していたB厚生年金基金が提出した申立人に係る厚生年金基金加入員台帳をみると、申立期間の厚生年金基金加入記録が無く、社会保険庁の厚生年金保険加入記録と一致している。

さらに、申立人が所持している在職中使用していたとする健康保険被保険者証の写しには、平成2年2月10日に資格を取得されていることが確認でき、A社に係る被保険者名簿には、申立人は昭和57年4月20日に資格を喪失しており、健康保険被保険者証を返却した記録がある。

このほか、申立人が、申立期間当時、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 56 年 6 月 1 日まで

私は、B社を退職後、実家の父が事業主であった、A社のC部門を任された。未経験の分野だったので、退職後直ぐにD地区のE社で約1か月F業務に従事し、同社に入社してC部門の責任者となった。昭和54年9月下旬に入社したはずであるが、同社での資格の取得の記録が55年6月1日からとなっており9か月欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、申立人の実父が経営するB社で勤務していたことは、実父の陳述から推定できる。

しかし、B社の事業主は、社会保険等の事務は税理士に任せていた旨陳述しているところ、当該税理士は既に亡くなっており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。また、申立期間に同社で厚生年金保険の加入記録がある同僚は、「申立人の入社時期及びC部門の当時の詳しい状況については覚えていない。」旨、陳述している。

さらに、B社に係る被保険者名簿をみると、申立期間直前の昭和54年6月時点において被保険者数は2人となっていることから、同年9月に申立人が入社し、被保険者数が3人になったことを事業主が認識していれば、社会保険事務所から通知される保険料納入告知額に変動の無いことに容易に気付くはずであり、9か月も申立人に係る資格取得届の提出もれに気付かなかったとは考え難い。

このほか、B社が申立人に係る資格取得届を昭和54年9月に提出したことを伺わせる周辺事情は見当たらず、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを伺わせる事情も見当たらない。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月1日から同年3月31日まで

私は、昭和39年5月9日にA社へ入社し、同年9月から退職する63年2月15日まで同社において厚生年金保険に加入していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間についても同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の在職証明書により、申立人が申立期間も同社で継続勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は申立期間の厚生年金保険加入記録が無いことについて、同社の平成14年までのB職規定には、特段の事由無く勤務日数が15日未満の月が連続2か月間以上あった場合及び一定の成績に達しない場合に基本給の支給を一定期間停止する措置がとられる旨の記載があり、申立人についてこの措置がとられ、3か月間だけ社会保険を付帯しない資格へ降格された可能性を示唆している。

また、このことは、申立人の同僚4人の厚生年金保険被保険者記録に申立人と同様の3か月の未加入期間が存在することからも裏付けられる。

さらに、申立期間において、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月 2 日から同年 10 月 16 日まで
② 昭和 34 年 8 月 16 日から 39 年 4 月 16 日まで
③ 昭和 39 年 4 月 16 日から 40 年 1 月 29 日まで

厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、昭和 30 年 5 月 2 日から同年 10 月 16 日までの A 社、34 年 8 月 16 日から 39 年 4 月 16 日までの B 社本社及び同年 4 月 16 日から 40 年 1 月 29 日までの B 社 C 支店で各勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

B 社 C 支店は、病気で退職したため脱退の手続はしていない。同じ B 社の異動で昭和 30 年 10 月 18 日から 34 年 8 月 16 日までの期間が中抜けにされているのはおかしい。

私は、B 社本社の人事部に居たので、もし、脱退手当金の説明を受けていたとしても請求はしていない。

脱退手当金は受け取っていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、B 社 C 支店を退職し厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 40 年 1 月 29 日から約 4 か月後の同年 5 月 26 日に支給決定されているが、社会保険事務所が保管する申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、事務所名及び事務所の所在地欄には、B 社 C 支店のゴム印が押されている上、裁定庁である同事務所の受付印があることから、同社が代理請求を行ったものと推定できる。

また、同請求書記載の請求者の住所地は、申立人しか知り得ない場所である

ことが申立人の陳述から確認でき、申立人が脱退手当金の裁定請求に関与した可能性は否定できない。

さらに、脱退手当金計算書を見ると、昭和40年5月26日に脱退手当金を小切手で支払った記録があることから、同小切手は上記請求書記載の住所地に送付されたものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 16 日から 36 年 1 月 29 日まで
② 昭和 37 年 4 月 10 日から 38 年 5 月 26 日まで

年金の手続のためにC社会保険事務所に行ったところ、A社及びB社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。脱退手当金裁定請求書及び受け取りのサインに心当たりはない。脱退手当金を請求したこともないし受け取ってもいない。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社及びB社に勤務していた期間に係る脱退手当金を受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、B社を退職し厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 38 年 5 月 26 日から約 2 年 10 か月後の 41 年 4 月 4 日に支給決定されているが、社会保険事務所が保管する申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、事務所名及び事務所の所在地欄には、B社のゴム印が押されている上、裁定庁である同事務所の受付印があることから、同社が代理請求を行ったものと推定できる。

また、同請求書記載の請求者氏名は、B社退職当時の申立人の旧姓ではなく昭和 39 年 2 月婚姻後の姓であることから、申立人が脱退手当金の裁定請求に関与した可能性は否定できない。

さらに、脱退手当金計算書を見ると、昭和 41 年 4 月 4 日に社会保険事務所窓口で脱退手当金を申立人本人に支給した記録となっており、同事務所が本人確認のために申立人の戸籍抄本を添付させ、通帳の確認も行っていることが確認できる。

加えて、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱

の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月から 35 年 5 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立期間当時、A社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録も確認できなかった。

さらに、申立人は、A社の事業主及び同僚の名前を記憶していたが、その所在は不明であり、これらの者から、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から22年8月1日まで

私は、高等小学校を卒業後の昭和21年4月にA社に入社し、25年9月まで同社で勤務した。

社会保険事務所では、昭和22年8月1日から25年9月28日までの厚生年金保険加入記録しかないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、昭和20年にA社に入社したとする同僚2人は、いずれも22年8月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、同社では、入社後すぐには社員を厚生年金保険に加入させていなかったことが考えられる。

また、当該同僚のうち1人は、「厚生年金保険に加入する前には厚生年金保険料を控除されていないと思う。」と陳述している。

さらに、A社は、「申立期間当時の資料は無い。」としており、申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月から35年12月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間に勤務していたA社における加入記録が無いとの回答があった。健康保険組合から健康保険証を受け取り、使った記憶があり、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚に対する照会結果から、申立人が申立期間当時、A社で勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立人がB市に所在していたとするA社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、事業主及び同僚にも、同社における加入記録が無い。

また、当該事業所の事業主は、「申立期間当時の会社の給与及び経理事務は担当者に任せており、申立期間の厚生年金保険の適用事務及び保険料控除についての詳しいことは分からない。」としている。

さらに、上記事業主が当時の給与及び経理事務の担当者であったとしている者は、「事務を手伝ったことはあるが、自分の仕事はF業務であった。」としており、この担当者からは申立期間当時の当該事業所における厚生年金保険の適用状況及び申立人の保険料控除についての陳述を得られなかった。

加えて、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録により同事業所名又は類似の名称で検索を行ったところ、申立期間当時、B市にあるC社とD市にあるE社が見つかったが、いずれの厚生年金保険被保険者名簿にも申立人に該当する記録は無い。

なお、申立人は、健康保険組合から健康保険証を受け取り使用した記憶があると申し立てているところ、A社が関係する業界の健康保険組合へ照会したが、A社が同健康保険組合に加入していた事実は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月 4 日から 38 年 2 月 1 日まで
② 昭和 38 年 9 月 1 日から 39 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 1 月 4 日から 39 年 10 月 31 日まで A 社で B 業務に従事していた。しかし、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の加入記録が 38 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日までとされており、申立期間が厚生年金保険被保険者とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が A 社に同時期に B 業務従事者として入社したと陳述している同僚 2 人のうち、1 人は申立人と同じ昭和 38 年 2 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得しており、もう 1 人は入社日から約 7 か月後の 37 年 10 月 5 日に厚生年金保険の資格を取得していることが社会保険事務所の記録から確認できる。

また、当該事業所のほかの職種の同僚も入社日の約 6 か月後に厚生年金保険の資格を取得していることが社会保険事務所の記録から確認できる。

さらに、当時の上司は、「当該事業所では試用期間が多分あった。」と陳述している。

これらのことから、申立期間当時、当該事業所では一部の従業員については入社後一定期間が経過してから厚生年金保険に加入させる取扱いをしており、申立人についても入社後一定期間が経過してから厚生年金保険に加入したものと考えるのが相当である。

申立期間②については、社会保険事務所の保管する A 社の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同時期に B 業務に従事していた同僚 4 人のうち、申立人より先に退職したと陳述している 1 人を除いた 3 人が、昭和 38 年 10 月

の定時決定に係る処理がなされていることが確認できる。

一方、申立人の定時決定に係る処理欄に「×」印が付けられており、これは、事業主から社会保険庁の記録どおりに、厚生年金保険の資格を昭和 38 年 9 月 1 日に喪失した届出が同月に提出されたためと考えるのが相当である。

また、当該事業所の申立期間当時の事業主及びその息子は既に亡くなっている上、同僚からも申立人の勤務実態及び保険料控除について陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年8月から29年1月まで
② 昭和33年9月から34年4月まで

私は、申立期間①当時、A社においてD業務に従事する仕事をしていた。また、申立期間②当時、B社においてE業務に従事する仕事をしており、どちらの会社でも健康保険証をもらっていたのに厚生年金保険の被保険者期間とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、C市に所在していたA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険庁の記録において、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人は、当該事業所の事業主及び同僚の名前を記憶しておらず、これらの者から、申立人の当該事業所における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

申立期間②について、申立人が一緒に働いていたと申し立てている義弟がB社の被保険者名簿で確認できること、及び事業主から在職についての陳述が得られたことから、在職期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は、申立人退職後の昭和34年9月1日であることが確認でき

る。

また、当該事業所の当時の事業主は、「厚生年金保険の適用事業所となるまでは、従業員の給与から厚生年金保険料は控除していない。」としている。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 10 月 1 日から 32 年 9 月 20 日まで

私は、申立期間においてA社に正社員として、1日8時間以上の勤務時間で、B業務に従事する仕事をしていた。社会保険庁の記録では、この期間が厚生年金保険の未加入期間とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により抽出調査した同僚二人の陳述から、在職期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所の現在の事業主は、「先代は亡くなっている上、勤務実態及び保険料控除に係る関係資料は保存期間が過ぎており保存していない。」と回答している。

また、申立期間のうち、昭和 29 年 10 月 1 日から 32 年 5 月 1 日までの期間については、上記被保険者名簿に申立人の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、事業主から申立人の昭和 29 年 10 月の資格取得届が提出され、保険料が控除されていたとすれば、その後、申立期間中3回の標準報酬月額算定基礎届のほか資格喪失届も提出されているはずであるが、これらいずれの機会においても社会保険事務所が記録を誤ったとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 21 日から同年 6 月 23 日まで

私は、昭和 35 年 2 月 1 日に A 社に就職した。社会保険庁の記録では同日に B 社の厚生年金保険に加入していることとなっているが、同社は知らない会社である。A 社の厚生年金保険の記録に空白期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

管轄社会保険事務所保管の A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿により同事業所での在籍が確認できる同僚の証言から、申立人が、期間は特定できないものの、申立期間に同事業所に在籍していたことは推定できる。

しかし、A 社は、昭和 35 年 6 月 23 日に厚生年金保険適用事業所となることが、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、同事業所は、申立期間において適用事業所となっていない。

一方、申立人は、昭和 35 年 2 月 1 日から同年 6 月 23 日まで厚生年金保険被保険者期間の記録が有る B 社に在籍した記憶は無いと申し立てしているところ、同社と A 社との関係について、同社の元従業員は、「B 社及び A 社の事業主どうしは、昔からの知人であり、A 社は、B 社の隣に所在しており、同社の事務所を間借りしていた時期もあった。」旨を陳述している。

また、B 社の元従業員は、「申立人が入社した当時の A 社は、従業員数が 5 人未満の個人事業所であったことから、社会保険に加入しておらず、同事業所の事業主が、知人の B 社の事業主に頼んで、従業員を同社の厚生年金保険に加入させていたと思う。」と陳述している。

さらに、B 社は、昭和 35 年 4 月 21 日に厚生年金保険適用事業所では無くなっており、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、A 社が厚生年金保

険適用事業所となった同年6月23日と同日付けで同事業所での厚生年金保険被保険者資格を取得している申立人を含む3人全員が、B社が適用事業所でなくなった日と同日付けで同社での被保険者資格を喪失していること、及び申立人の同社での健康保険証が被保険者資格の喪失に伴い返納されたことを示す「証返」の押印が確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 28 日から 13 年 1 月 21 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の給与と大きく異なっていた。当時の給与明細書を提出するので、調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について主張しているものの、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額と一致している。

なお、申立人が毎月支給されていた給与外手当について、事業主は、「一時金の貸付金である。」としており、事業主は、4か月ごとの一時金支払を労働組合と協定し、社会保険事務所に年3回支給（7月、9月及び12月）の賞与として支払総額を届け出ており、賞与等からの特別保険料に相当する額のみを控除していることが当該給与明細書から確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月から同年9月1日まで
: ② 昭和32年10月1日から同年11月1日まで

私は、昭和32年3月末ごろからA社に勤務し、早くても同年10月末まで同社に勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社での厚生年金保険の加入期間は昭和32年9月の1か月しかないのので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、管轄社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により同社での在籍が確認できる同僚は、「私が、同社に就職した昭和32年5月の時点において、申立人は既に在籍していた。」と陳述していることから、申立人が、昭和32年5月以前から同社に在籍していたことは推定できる。

しかし、上記同僚は、「就職後に3か月から6か月間程度の見習期間があり、見習期間は厚生年金保険に未加入の扱いであった。」旨を陳述しており、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該同僚の同社での被保険者資格の取得日は、就職から約4か月後であることが確認できる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①の健康保険番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認できる。

申立期間②について、A社での同僚は、「申立人は、同社に就職から5か月間ぐらい勤務した後にB社に転職した記憶がある。」と陳述しているほか、同事業所でのほかの同僚からも、申立人の在籍に関する証言等を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月から32年4月まで
② 昭和32年5月から34年4月まで

私は、昭和30年4月から32年4月までA社で勤務していた。また、同年5月から34年4月までB社で勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、上記の二つの事業所で勤務していた期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、管轄社会保険事務所に保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により同社での在籍が確認できる同僚は、「申立人と一緒に勤務していた事業所を昭和29年12月に退職後、期間を空けずにA社で勤務した。申立人は私より数か月後に同事業所に入社した記憶が有るが、退職時期は覚えていない。」と陳述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が、同事業所に在籍していたことは推定できる。

しかし、A社は、昭和36年5月1日に厚生年金保険適用事業所となっていることが、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、同事業所は、申立期間①において適用事業所とはなっておらず、上記同僚の同事業所での被保険者資格の取得日も同年5月1日となっている。

また、A社が適用事業所となった昭和36年5月1日と同日付けで同事業所での被保険者資格を取得している同僚は、「自分自身の正確な入社日は覚えていないが、入社後にしばらくしてから健康保険及び厚生年金保険に加入した記憶があり、健康保険及び厚生年金保険に加入する以前の給与から保険料は控除されていなかった。」と陳述している。

申立期間②について、B社が保管する申立人に係る昭和33年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書及び事業主の証言から、申立人が、期間は特定できないものの、申立期間当時にB社に在籍していたことは認められる。

しかし、B社は、昭和34年12月1日に厚生年金保険適用事業所となっていることが、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、申立期間②において適用事業所とはなっていない。

また、B社の事業主は、「当時の資料は無いが、適用事業所となっていないにもかかわらず、厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から17年5月1日まで

私は、平成元年4月にA社に入社し、17年に退社するまで継続勤務して、その間給与は手取りで50万円を下回ることは無かった。標準報酬月額が実際に受け取っていた額と比較すると、低い額になっていることに納得できない。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について主張しているものの、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、A社でB業務社員として勤務していた期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と比べて低いと申し立てしているところ、申立人から提出された源泉徴収票の給与支払金額により標準報酬月額を算定すると、平成15年及び16年ともに30万円となり、社会保険庁の記録（18万円）と大きく相違することが確認できる。

しかし、上記の源泉徴収票によれば、社会保険料等（厚生年金保険、健康保険及び雇用保険）の金額は、平成15年28万5,415円、16年27万5,235円となっており、社会保険庁に届け出された標準報酬月額（18万円）を基に当時の保険料率で算定した金額とおおむね一致していることが認められる。

また、平成17年2月10日から18年7月31日までA社の厚生年金保険被

保険者であったことが確認できる同僚のB業務社員の入社から退職までの標準報酬月額をみると、社会保険庁の記録では17万円となっているところ、当該同僚から提出された同年2月から同年6月の給料支払明細書では総支給額が平均36万9,649円となっており、実際の給与支払額と標準報酬月額に相違が認められるが、社会保険料（健康保険料及び厚生年金保険料の合計額）の控除額は、各月とも1万9,756円となっており、標準報酬月額17万円に当時の保険料率で算定した金額とほぼ同額であることが確認できる。

以上の事情から、A社では、社会保険事務所に対し実際の給与支給額よりも低い金額で標準報酬月額を届け出ていたが、厚生年金保険料は当該標準報酬月額に対応した金額を控除していたものと認められる。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月から 33 年 2 月まで
② 昭和 39 年 4 月から 42 年 5 月まで

私は、昭和 32 年 3 月に A 市 B 区にあった C 業務の D 社に入社し、同市 E 区で同社が営業していた F 店で G 業務に従事していた。(申立期間①)

また、別会社で G 業務の技術を取得後、昭和 39 年ごろに当時の H 市にあった I 社に入社し、同社が倒産する 42 年 5 月まで勤務した。(申立期間②)

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。これらの会社で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、D 社の同僚として申立人が記憶している 2 人の名前が同社に係る厚生年金保険被保険者名簿で確認でき、また、昭和 28 年 3 月から 34 年 4 月まで同社に勤務した同僚の証言から、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことが認められる。

しかし、D 社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 29 年 6 月に被保険者資格を取得し、申立人と同じ G 業務に従事していた同僚は、28 年 3 月に入社したと陳述しており、また、同被保険者名簿で 28 年 7 月に被保険者資格を取得し、G 業務に従事していた同僚も、27 年 4 月に入社したと陳述しており、いずれも入社後 1 年 3 か月経過後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、D 社の現在の事業主は、「当時の資料は全く残されておらず、当時の事情を知る者もない。」と回答しており、申立期間当時の保険料控除について確認することができない。

さらに、D社に係る厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間の前後2年間において健康保険番号に欠番は見られない。

以上の事情から、D社では、申立期間当時、入社から一定期間経過した者を厚生年金保険に加入させており、申立人は被保険者資格を取得する前に同社を退職したため、申立期間において、厚生年金保険被保険者資格を取得していなかったものと考えるのが相当である。

申立期間②については、申立人はI社の所在地、業務内容を詳細に記憶しており、申立人が記憶していた取引先から、「申立期間当時、I社に仕事を依頼していた。同社はH市J区にあった。」との陳述が得られたことから、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことが推測される。

しかし、I社は、申立期間当時、H市において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同事業所を管轄する法務局にも商業登記の記録が無いため、事業主等の連絡先は不明であり、申立期間における申立人の勤務の状況及び保険料控除等について確認することができない。

また、申立人は、「申立期間当時、給料袋に明細は入っていたが、社会保険料を引かれていたかどうかは分からない。健康保険証ももらったかどうかは覚えていない。」と陳述している。

以上の事情から、I社では、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立人は申立期間において、厚生年金保険被保険者資格を取得していなかったものと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月から 39 年 1 月まで
② 昭和 46 年 4 月から 47 年 9 月まで

私は、昭和 37 年 9 月から A 社に住み込みで就職し、同社の F 氏の事故を目の当たりにし、怖くなり退職した。しかし、社会保険庁の記録では、39 年 1 月しか厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。(申立期間①)

また、私は、昭和 46 年 4 月から B 社に入社し、2 か月の試用期間の後、同社 C 支店に転勤した。D 県 E 市の部屋も手配され、家財も購入してくれた記憶がある。しかし、社会保険庁の記録では、同社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。(申立期間②)

申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A 社の作業所配置状況等を詳細に記憶していること、申立人が陳述した事故が事業主の親族(次男)の陳述と符合していることから、申立人が同事業所に在職していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、申立期間当時、家族従業員を含め厚生年金保険被保険者は 5 人から 7 人の規模であったが、事業主の親族(次男)から勤務していたと証言のあった従業員の中には、同事業所に係る被保険者名簿に名前が確認できない者がみられるほか、昭和 39 年 1 月 20 日に 4 人まとめて資格を取得している状況もみられ、同事業所において必ずしも勤務実態どおり厚生年金保険の加入手続きが行われていなかったことが推察される。

また、事業主及び社会保険手続を行っていた事業主の親族(事業主の長男の妻)は既に死亡しており、申立人と同一日に資格を取得した同僚についても連絡がとれないことから、申立人の申立期間に係る保険料控除等について確認す

ることができない。

さらに、申立人は、申立期間①において、健康保険被保険者証の交付及び厚生年金保険料の控除に関して明確な記憶は無いと陳述している。

申立期間②については、申立人は、B社に在籍しG業務担当等の業務を行っていたと主張している。

しかしながら、B社C支店の元上司は、「申立人は入社後すぐC支店に転勤となったが、すぐに退職した。」と陳述している。

また、申立人は、B社の上司及び同僚の名前を覚えていない上、昭和47年6月4日に同社の全社員が参加したとする社員旅行の写真に申立人は写っていない。

さらに、B社の人事担当者は、「昭和42年から正社員として雇用した者の履歴書はすべて保管されているが、申立人の履歴書は無い。」と回答している。

加えて、申立人の申立期間②に係る雇用保険の記録は確認できない。

上記の事情から、申立人は、B社の正社員として雇用される前に、同社を離職したものと考えることが相当である。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月ごろから34年12月ごろまで

私は、昭和32年7月ごろにA県のB現場近くの駐在員の紹介によりC社に就職し、同現場でG業務従事者として34年12月ごろまで勤務した。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間が厚生年金保険に未加入とされており、納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、B現場においてG業務の内容を明確に記憶しているとともに、同現場勤務を紹介されたとする駐在所が、当時、現場近くに所在していたことがA県D警察署の警務課担当の証言により確認できることから、申立人が同現場でG業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、C社人事部E本社及び同社F支店が保管する健康保険厚生年金保険被保険者台帳には、申立人の加入記録は確認できない。

これについて、C社人事部は、「B現場で従事した職員の社会保険の適用については、E本社直轄で行っていたが、現地採用者は短期間の雇用がほとんどであり、長期にわたる常用を前提とした契約では無いことから、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人は健康保険被保険者証の交付を受けた記憶も無く、社会保険料の控除についても覚えていないと供述している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録において氏名の別読みによる検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の記号番号は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険

料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。